



始





4X97

改正增補第十二版

少年園編纂

明治三十八年

東京遊學案内

東京 内外出版協會

明治 38 5 2 内交

259-93

# 東京遊學案内

## 目次

### 上篇 遊學者の指針

第一章 上京の準備……………一

○遊學の目的……………二

○志操の轉變……………四

○學校の選擇……………五

○中等教育の素養……………八

○父兄への注意……………九

第二章 受験の格例……………一〇

○入學試験科目……………一〇

○身體の検査……………一二

○年齢の制限……………一三  
 ○身元保証人……………一三

第三章 學費の概算……………一四

○入學受験料又は束脩……………一四  
 ○月謝又は授業料……………一五  
 ○月俸及び下宿料……………一五  
 ○書籍及び筆墨紙料……………一八  
 ○制服制帽調製費……………一九  
 ○年額及び月額の比較……………二〇

第四章 修業の年限……………二二

○學科卒業の年限……………二二  
 ○分科大学と大学院……………二二  
 ○陸海軍の諸學校……………二三  
 ○學習院及び華族女學校……………二四

○官立高等諸學校……………二四  
 ○私立専門各學校……………二五

第五章 着京の注意……………二六

○遊學の季節……………二六  
 ○各學校の學年學期……………二七  
 ○東京迄の鐵道旅行東北、東海、北國、甲武、總武、山陽、九州各鐵道線……………二七  
 ○各港汽船便……………三三  
 ○金錢の注意……………三五  
 ○旅行中の警戒……………三六  
 ○東京市中の旅店……………三六  
 ○着京後の乗車注意……………三七  
 ○電車鐵道と勸工場……………四一  
 ○交際の注意……………四四

第六章 宿所の選定……………四六

○監督の必要……………四六

○下宿所の位置……………四七

○區役所所在地……………四八

○郵便局所在地……………四九

○郵便爲替取扱所……………五〇

第七章 衛生の注意……………五二

○著名の病院及び醫師……………五二

○體育の必要……………五四

○精神の休養……………五六

○公園の散策……………五六

○博物館及び遊就館……………五七

○新聞雜誌縱覽所……………五八

第八章 徴兵の注意……………五九

○改正徴兵令……………六〇

下篇 各學校の規則

第一章 官立諸學校……………六七

○東京帝國大學……………六七

○學習院……………八九

○華族女學校……………九〇

○東京高等師範學校……………九一

○女子高等師範學校……………一〇九

○第一高等學校……………一一八

○東京高等商業學校……………一三一

○東京高等工業學校……………一三七

○同附屬職工徒弟學校……………一五八

○東京外國語學校……………一六〇

○東京美術學校……………一六五

○東京音樂學校……………一七三

○東京盲啞學校	一八四
○東京商船學校	一八五
○陸軍大學	一八七
○陸軍士官學校	一八八
○陸軍中央幼年學校	一九〇
○陸軍戶山學校	一九一
○陸軍砲工學校	一九二
○陸軍砲兵工科學校	一九二
○陸軍軍醫學校	一九三
○陸軍獸醫學校	一九三
○海軍大學	一九五
○海軍兵學	一九六
○海軍機關學校	二〇九
○海軍軍醫學校	二〇九
○臨時教員養成所	二一〇

第二章 公立專門學校并に各種學校

○商業教員養成所	二一一
○工業教員養成所	二一四
○工業補習學校	二二一
○農業教員養成所	二二五
○水産講習所	二二七
○蠶業講習所	二三二
○林業講習所	二三九
○農科大學實科	二四〇
○早稻田大學	二四三
○東京法學院大學	二六五
○明治大學	二七四
○日本大學	二九〇
○法政大學	二九二

○專修學校	二九四
○慶應義塾	二九五
○同附屬商業學校	三〇五
○大倉商業學校	三一〇
○京華商業學校	三一〇
○東京商業學校	三一五
○早稻田實業學校	三一七
○東京主計學校	三一九
○工手學校	三二〇
○東京府職工學校	三二二
○岩倉鐵道學校	三二三
○東京高等農學校	三二五
○臺灣協會專門學校	三二六
○東京物理學校	三二七
○東京慈惠醫院醫學專門學校	三二九

○東京齒科醫學院	三二九
○東京藥學校	三三〇
○東京藥學專門學校	三三一
○傳染病研究所	三三一
○哲學館	三三二
○青山學院	三四二
○明治學院	三四三
○國民英學會	三四四
○正則英語學校	三四五
○正則豫備學校	三四七
○東京實用英語學校	三五〇
○青年會英語學校	三五〇
○福音會英語學校	三五一
○日本美術院	三五二
○其他各學校所在地	三五二



第三章 官公私立中學校并に同程度の學校……………三五六

- 東京高等師範學校附屬中學校……………三五六
- 東京府師範學校……………三五六
- 東京府立第一中學校……………三五七
- 東京府立第二中學校……………三六〇
- 東京府立第三中學校……………三六一
- 東京府立第四中學校……………三六一
- 早稻田中學校……………三六二
- 日本中學校……………三六四
- 錦城中學校……………三六四
- 開成中學校……………三六五
- 獨逸協會學校中學校……………三六六
- 日比谷中學校……………三六六
- 麻布中學校……………三六七

- 正則中學校……………三六七
- 京華中學校……………三六八
- 商工中學校……………三七〇
- 京北中學校……………三七〇
- 大成中學校……………三七一
- 立教中學校……………三七一
- 順天中學校……………三七二
- 東京中學校……………三七三
- 曉星中學校……………三七三
- 明治義會中學校……………三七四
- 政社中學校……………三七四
- 中學郁文館……………三七五
- 成城學校中學校……………三七五
- 豐山中學校……………三七六

○女子商業學校	四〇二
○女子英學塾	四〇二
○女子學院	四〇一
○青山女學院	四〇〇
○香蘭女學校	三九九
○頌榮女學校	三九九
○普通連土女學校	三九八
○東洋英和女學校	三九八
○高等女子佛英和學校	三九七
○東京女學館	三九六
○成女學校	三九五
○淑女學校	三九四
○淑德女學校	三九四
○立教女學校	三九三
○帝國女學校	三九二

第四章 高等女學校各并に種女學校……………三七七

○女子高等師範學校附屬高等女學校	三七七
○東京府女子師範學校	三七八
○東京府第一高等女學校	三八一
○東京府第二高等女學校	三八五
○東京府第三高等女學校	三八五
○日本女子大學校	三八六
○同附屬高等女學校	三八七
○東京高等女學校	三八八
○三輪田高等女學校	三八九
○日本女學校	三八九
○跡見女學校	三九〇
○實踐女學校	三九一
○明治女學校	三九二

- 共立女子職業學校……………四〇三
- 女子工藝學校……………四〇五
- 女子美術學校……………四〇六
- 日本女子美術學校……………四〇七
- 女子東京美術學校……………四〇八
- 第一女子技藝學校……………四〇八
- 其他の女學校所在地……………四〇九

### 附録 圖書館

- 帝國圖書館……………四一一
- 帝國教育會書籍館……………四一八
- 大橋圖書館……………四二〇

## 東京遊學案内

### 上篇 遊學者の指針

#### 第一章 上京の準備

上京の準備

東京は我が帝國の首府にして、學術技藝の淵藪なれば、教育機關の設備至らざるなし。故に政治、法律、經濟、産業、兵備に關する要務より、醫學、文學、宗教、理科、美術、工藝に至るまで、其一を修習して、社會に立たんと欲する者は、笈を負うて、悉く皆この東京に來り學ばざるはなし。

然るに、都下の學校は、種類極めて多くして、其性質も亦複雑なれば、地方少年諸君には、容易に其良否を判つ能はざるの憾あり。因りて吾等は、是等の人々の便宜を圖りて、明治二十三年以來、『東京遊學案内』を發行し、東京の學事を網羅し、大は官立學校の諸規則より、小は私立學校の組織、教員生徒の數までも、其新らしきもの、必要なもの、一も此中に收めざるはなし。

本年も、亦遊學者の東京に麈集する季節に近づけり、即ち各學校に照會して、最新なる事實を蒐め、茲に第二十版を發行して、我が帝國次代の國民たるべき、遊學者諸君の爲めに、東道の主人となりて、其責任を盡さんとするなり。

### ○遊學の目的

諸君。諸君が上京の望を懷くは、學業の成就と共に、將來の榮達を期するにあらん。さらば諸君が笈を負うて、上京の途に就かるゝは、これ獨り郷關を出づるの初旅のみにあらずして、實に將來の活社會に雄飛せんとする準備なり、自己一生の運命を定めんが爲め、最大事たる旅路の第一登程なるべければ、先づその遊學の目的に就きて、十分の思考を凝らすべきは勿論、又其遊學の方法に關しても、最も周密にして遺策なき計畫と熟慮とを盡さずんばある可からず。

東京に遊學する者、殊に素封家の子弟にありて免れがたき缺點は、確乎たる目的を定めずして、漫然上京するにあり。遊學數年、何の爲すこともなく、空しく日を送りて、遂に遊蕩社會に墮落し、非常の迷惑を父兄に及ぼすものは皆是れなり。

又、將來の目的を假定して上京したる者も、中途に志操を變じ、朝に法律を學ぶかと思へば、夕には兵學に志し、今日實業を目的として銳意勉學しつゝあるも、明

日は文學に望を轉ずるが如きは、是亦自ら將來の榮達に遠ざかるものなり。

故に吾等が諸君に望む所は、遊學の意を決する前に於て、先づ其目的を確定する事是れなり。蓋し諸君が笈を負うて上京せんとの志を起すの時や、必ずや幾多の小説的空想は、諸君が腦裡に充滿し、功名の心、榮達の念、交も其うちに往來するならん。かくして最も煌々たる希望の光明は、遂に諸君の相繼ぎて起る腦裡の雜念を征服し、或は深思熟慮の暇さへも與へらるゝなく、僅々有する先天の嗜好を恃み、且つは同郷先輩の成功の跡に見て、容易く成業の日あるを夢みつゝ、漫然上京するの結果は、乃ち失敗の悲運に歸せざるもの尠し。是れ蓋し諸君が目的の、未だ斷乎として確定せるものなきより、諸君を惑はし、諸君を陥るゝに於て、無數の方便と策略とに富める東京の惡書生社會は、志操脆く方針の確かならざる諸君の弱點に乘じて其目的を變更せしむべく、極めて難からざる所以ならずばあらず。故に諸君に肝要なる事は、其最初を慎むこと是れなり。即ち唯一の目的を確定せんには、少くも、境遇、周圍、將來、家族、一身の嗜好と所望、時勢等の方面より沈思熟考して、これ等の調和が、最も平均に行はれたるものに於てせざる可からず。かくして一たび立てたる目的は、決して永遠に變更せざるべきを要す。

○志操の轉變

附和雷同、流行を趁うて屢々志望を轉じ易きは、少年に免れがたき一大弊習なれども、上來述ぶる所の如きは、畢竟するに、郷里にありて、十分に遊學の目的定まらざる中に上京したる結果にして、是等は遊學者自身に取りても、又其父兄諸氏の爲めにも、甚だ不利益なることなれば、思想未だ定まらざる少年の、漫然東京に來り學ぶは、極めて危険なること、謂ふべし。

これに加ふるに、東京は、人口凡そ二百萬の大都會なれば、遊學諸子の耳目に觸るゝものは、悉皆誘惑の種子ならざるはなし。爲めに、餘程着實なる老成人すら、なほ時に岐路に迷ふことあるを免れざるが故に、血氣未だ定まらざる少年子弟に在りては、最も堅固なる志操を有し、以て其身を保たずばあるべからず。

凡そ世間の刺戟は、おのづから、少年を岐路に迷はしめ易きものなり。即ちこれを監督し掣肘すべき父兄、若しくは嚴格なる師友ありて、始めて之を支持行進せしむべし。然るに、山海幾百里、眼前監督者なくして、身邊又掣肘者なし、豈亦危からずや。

例へば東京の中學校は數多くして、各々其特色を有すると共に、學生風を異にす

るを以て、未だ自から割據睥睨の姿なきにあらず、是を以て、或は交友の勸誘に依り、或は世上の評判に迷ひて、學籍を變轉するものあり。これ即ち迷路に入るの第一歩にして、また他人の説に心動き、再三再四學籍を移轉する如きあらば、學業何の時かよく成就せんや、往來躊躇の間に年は逝きて、臍を噬むも及ばざること多かるべし。此弊は最も多く私立學校に於て見る事實にして、其迷惑の極、遂にまた浮ぶべからざる暗黒中に墮落する少年の、絶えず續出する事情を思へば、吾等は遊學者自身の爲めに、堅く自ら信じて決して依頼心を起さざるべきことを奨め、又其父兄諸氏に對しては、深く將來を警むべき必要あるべしと信するなり。

○學校の選擇

吾等が、最も深く遊學者諸君の爲に悲しまざる可からざるは、官公立學校の重なるものと、私立學校の若干を除く外は、凡て諸君が、知識と見界とを高尙にせんが爲めに、有爲の決心と幾何の費用を齎らして、態々上京せる其の希望を充たす程の、良好なる私塾や學舎やが、全く缺乏を訴へつゝあること是れなり。諸君或は怪しみて謂はん、東都は教育の淵叢地と云ふ、豈青年が意に従ひて學ぶべき、良學舎なきの理あらんやと。想像としては又一應の理あるなれど、これ蓋し諸君が、餘り

に東都を過信せるの誤りなるなり。實にや諸君が、其郷里の新聞紙上、東京何々私立學校、或は何々講習會員募集等の、大々の廣告を散見せし時には、其卒業年月の極めて迅速にして、卒業後の立身の極めて容易なる、棚より牡丹餅の墜つるが如き感に撲たれて、直にも東京に飛出したくなることなるべし。さはれ諸君、暫く胸に手を置きて熟思し給へ、凡そ人の鬼神ならざる以上は、斯の如く無限に、無極に知識は詰込まれ得べきものにもあらず、また其様に、歲月を縮むることも出来ぬ筈なり。然るに彼等は外國語にても、何にても、僅に二三ヶ月乃至長くも一年位の修業を以て、三年五年と正則の順序を踏み、官立學校に勉強したる者と、同一の成績を呈せしむると云ふは、嘘にも信ぜられぬ咄ならずや。若しまたかゝる捷業が、萬一にも出来得べしとせば、誰か態々回り遠にも、官立學校に苦學屹々たる者あるべき。また上京の學生は悉く數年ならずして、紳士富豪ともなり得べき筈なるに、實際然ることなくして、却りて反對の傾向を呈するを見なば、諸君は大に覺る所なかる可からず。見よ彼れ到る處に散在する、私立學會の内容を。彼等は第一に、仰山なる標札ばかりを門前に立て懸け、第二に何々學士、外國人誰々と、其人々の承諾などは、勿論得られざる筈の姓名を、教授者の中に連ね、甚だしきは有名無實の爵位的

人物さへも私造することあり。第三に贊成者に何々侯爵、何々伯爵と、これまた其當人の一向關り知らざる名を記す等、すべてこれ等は皆何事にも正直なる諸君をして基礎充分に固く、また有益なる様に思はし、以て諸君が資財を絞り取らんと、最悪むべき奸策に出づるものなれば、或は身元保證金と稱し、或は束修とか受験料とかと名づけて、諸君より若干金を受納し、直ちに影を匿すものもあらん。然らざるも一意學生の多數にして、收納の多からんのみを目的とするより、不規則、不深切實に極まるものにて、所謂其講師なる者には、事故の言譯を以て、缺席月に半する者すらあり、甚だしきは、いつまでも開校をせぬ故、學生或は之を責め、或は受験料束修の返戻を請へば、言を左右に託して之を拒み、遂に泣寢入に了るなど決して少なきにあらず。されば勿論風儀の如き、一向に制禁する所なくして、生徒は教師を思ふこと恰も商家の番頭の如くなれば、教師もまた生徒に對する凡て顧客と一般の思あり。一方には悪友類を以て相集まる故に、知らず識らずの中に誘惑せられて、救ふべからざる惡習に陥れるもの、吾等が知れる少年のみにても、殆ど十餘人を數へ得べし。諸君には凡て故郷あり。一日も早く卒業して、父母の溫顔を拜せざるべからず。出来得る丈の速成を望むは、情として無理ならぬことなれど、ものに

は皆夫れ夫れの順序あり、程度あり、已に其業に志す以上は、いかに待遠くとも、それ丈けの事務と、相當の時間に忍耐し、服従するの義務確かに存することなれば、今諸君が一身一家に一村に極めて重大なる關係あることを知ると共に、ます／＼其進退に大事を取りて、努め輕はづみの舉動をなす勿れ、努め理由なき速成を望みて、かれ等奸惡の輩に乗ぜらるゝ等のことある可からざる也。其東都に遊學せんとするや、先づ之を在京の友人に尋ね、知己に照會し、充分此學校は完全なりとの保證を得て、始めて閭門を出づべし。

### ○中學教育の素養

子弟を東京に遊學せしむるには、其前に、府縣の中學校、其他、同程度の學校を卒業し、十分學藝と思想とを發達せしめ、志望確定して容易に動かざる後に於てすべし。是蓋し最も安全の方法なり。但、府縣立中學校は、東京にある私立の中學校に比較して、其設備は、概して確實なる基礎を有すれども、外國語の如きは、大都の諸學校に若かざるものがあるが故に、志望の如何によりては、早く上京せしめざるを得ざるものなきにあらず。然れども、是亦志操堅固なる少年にあらずば、甚だ危険なることを忘るべからず。

### ○父兄への注意

今や都鄙の交通日に開けて、首府と地方との消息は、互に明白なるに似たれども、事實は却て然らずして、首府の價值は地方人によりて、確かに十層倍も過大に信ぜられつゝあるなり。故に少年諸君の功名心の燃えて火の如きや、一たび上京の念萌しては、さらでだに過信せる東京の更に其良好なる方面のみを見て、殆んど暗黒の一面を觀測せずして已む。然り、而してよくこれが利害を示し、以て其確固たる方針を定めしむべき、父兄の智識はいかに。彼等はたゞ上京して失敗せる郷里の誰々より歸因せる——其暗黒なる方面より推して、更に光明の一侧に及ばず、たゞ東都は惡魔の棲家とのみ一徹に考ふるより、遮二無二子弟を壓制して其決心を思ひ止まらしめんとする故、極端と極端はこゝに衝突し、終にあたら少年をして、其志を果さしめずして、厭世と不平に沈ましむるは往々にして見る所の例なり。すべてこれ首府の消息に不明なるの罪に歸因せずんば非ず。斯る場合には先づ第一に父兄たる者、よく公平の見と詳細の探索とを以て其子弟の爲に計ることこそ望ましかれ。殊に一たび其遊學を許す以上は、獨りその將來を警むるのみならず、其居所、學校の選擇等は、最も詮索の深切を缺くべからざるなり。

第二章 受験の格例

斯くて、愈上京を利益と認め、父兄も亦其危険ならざるを確めて、之を許すに至りたらば、始めて少年諸君が、笈を負うて大都に遊ぶは、其自由なり。然れども、諸君は、郷里に於て、若しくは府縣の學校に於て、其目的とする學校の<sup>入學試験に</sup>應じ得べきだけの力を養ふことを勉め置かざるべからず。國語、漢文、數學等の學科は、東京に於てするよりは、寧ろ地方にある間に學ぶ方利益なり。

○入學試験科目

入學試験科目の中、<sup>國語といへば、和文の意味に解して、古代の文學書類の中より、其一節を拔萃して、之に解釋を施さしめ、又、彼の和文の語法をも試験することあり。</sup>

又、漢學は經書の意義に重きを置かずして、<sup>歴史中の文義を解し、兼ねて簡潔なる假名交り文を作る資けとして重んずるものゝ如し。故に各學校の入學試験には、漢文の句點、反點、送り假名を附けしめ、間々其熟句の解と一句一章の意とを記さしむるを多しとす。</sup>

外國語は、英佛獨の三國語中、其一を選びて、主要なる第一外國語として課し、各官立學校の入學試験には、外國語に最も重きを置くが如し。而して多くの學校に於て通例採用するものは、英語科にして、<sup>譯解、文法、作文、會話等を課す。</sup>

地方の中學校は、前に述べたるが如く、或る學科は、東京の私立中學校に優るものもあるも、外國語に至りては、比較的劣れるもの多きが如し。されば、地方より上京のものは、<sup>暫く是等の語學教育を主とする専門學校にありて、なほ英語、若しくは獨、佛語を補修する方大に利益なるべし。</sup>

醫術其他専門の學科によりては、<sup>獨逸語を學ばざるべからざることあれども、何の科を修むるに限らず、英語科より入るものも、獨語を幾分か學ぶの利あるが故に、餘力あらば、此科目にも相當の時間を費すこと肝要なり。</sup>

作文科にては、純粹の和文、若しくは漢文を課せず、<sup>普通の假名交り文を用ゐて記事、論說、書牘の類を試むるが通例なるも、彼の外國語の試験には、歐文を以て文章を作らしめ、若しくは歐文和譯を以て作文の科に充つるものあり。</sup>

數學科は、何の學藝を修むるにも必要なるものにして、各學校に入學するに此試験なきはなし。其課目には算術、代數、幾何、(平面、立體)三角法等あれども、受



驗學校の程度によりては其一二を缺く。諸君は専ら心思を潜めて、此學科を修むるの要あり。

地理、歴史も一通りは必要なり、地理の中には屢々地文をも含む。地理と歴史とに次ぎて、諸君は博物、物理、化學等の理科を修めざるべからず。我國の學生は、從來是等の學科を輕んずるの弊あるが故に、高等専門の學術を修むべき素養缺乏して不便少なからざるが如し。

尙、此外に入學試験に必要なものは、習字、圖書、及體操なるが、其中、體操は、これを課せざる學校もあり。されど、官立學校に入らむとするには、學科試験の外に、是非とも身體検査を受けざるべからざるが故に、諸君はこゝに留意して、其健康を保たざるべからず。身體検査の中に於て殊に、注意を要すべきは、肺患其他の病因の有無と、視力の強弱如何とにあり。

身體の検査

### ○身體の検査

身體の検査は、官立學校にありては、極めて嚴重なれども、私立學校にては、制限を設くること甚だ緩く、又學力の多少に就きては、私立學校にては、業を受くるに足れば入學に差支なきこととするを多しとす。

年齢の制限

### ○年齢の制限

又、身體の検査と共に、入學試験に要する資格は、即ち年齢の如何にありて、各學校の規則に於て定められたる範圍の外は、採用せざるものなれば、其格例に準據して、これに後れ又は先たゝざらむやう注意すべし。然るに、世には實際と反する年齢を詐りて入學する爲、徴兵適齡等の點に於て大に不都合を來すことあり。

身元保證人

### ○身元保證人

すべて、官立學校に入學せんとする者は、東京府下にて最も確實なる身元保證人を立つるを要す。其證人は、正副二人、若しくは一人にして、公民の資格を具ふる者たるべし。然らざれば、學校に於て適當なりと認むる所の地位を有するものか、職務を帯ぶる者たるを要するが故に、諸君は、在郷の日に於て、豫め證人を立つる準備をなし、上京と共に必ずこれを定めよ。但、私立學校にては、左程に六ヶ敷規則を設けず、大抵一戸を立つる者ならば、證人たるに妨げなきものゝ如し。

然れども證人とは、實際此の如く形式的の輕々しきものにあらずして、萬一諸君が在學中、若し一身上に事故ありと假定せよ。其證人は學校に對して大なる責任を有するを以て、相成るべく親懇の人に依頼するを便とす。

第三章 學費の概算

遊學者諸君の爲めに最も大切なることは、學資支辨の道にして、當今は、一ヶ月十五圓、少なくとも十圓を下らざる範圍に於て、夏期休業の二ヶ月を除き、毎年十ヶ月間の支出を標準として、一ヶ年百圓乃至百五十圓の供給を受くべき道を立てざるべからず。數年前までは、一ヶ月七八圓の學資を以て支ふることを得たりしも、近頃は物價非常に騰貴して、とても従來の比にあらず。例へば二錢五厘の湯錢と、通常十錢の理髮代の如きは、如何に質素を旨とするも、十圓以下の學費にては、頗る困難なりと知るべし。

依て諸君の参考に供へむが爲め、試みに其費目を舉げて、遊學を實行せらるべき手引きをなさむに、其支出額の中に於て、先づ第一に必要なものは、入學受験料又は束脩なるべし。

入學受験料

○入學受験料又は束脩

私立の學校にては、生徒入學の際、束脩又は入學金と稱するものを要し、官立學校にては、束脩を受けざる代り、多くの受験料を徴收し、東京帝國大學の如きは、

受験料の外、入學の許可を得たる者は更に入學料を徴收す。故にいづれにしても、第一に此種の金を要す。但、これは入學の際、一度のみに限ることにて、毎月納むるにあらざれば、格別學費の支出に對して影響あることなかるべし。束脩の定額は、一圓乃至二圓までを限りとし、官立學校の受験料は、大抵一圓乃至五圓なりとす。

月謝又は授業料

○月謝又は授業料

次は、毎月の月謝にして、私立學校は、一般に一圓乃至二圓五拾錢迄を定額とし、官立學校にては、授業料として、毎月一圓乃至二圓五拾錢を定日に徴收し、これが納附を怠れば、保證人をして代納せしむ。尤も官立學校にては、授業料をば、一ヶ年、十圓、十五圓、二十圓、二十五圓の數種に定め、夏期休業の二ヶ月を除き、其餘の十ヶ月に配當して分納せしむるが常なれども、或は之を二三期に分ちて納めしむるものあり。次に注意しおくべきは私立専門諸學校の聽講券なりとす。此券は月謝の納附と共に交付せらるるものにて、登校の際は必ず之を携帯して、其都度校員の改券を受くるものにて、つまり月謝納附濟の證と、其校生徒たるの證なるに、近來惡書生等の奸手段を行ふものありて、此間亦種々の弊害を存せりと云ふ。

月俸及下宿料

○月俸及下宿料

次は、毎月、の月俸、若しくは下宿料なり。月俸とは、学校の寄宿舎に住するものの食料及宿料として納むる所のものに係り、又市中の下宿屋より通學する者は、下宿料として食費と間代室料又は座敷料とを支拂はざるべからず。

通例寄宿舎にては、凡そ五六圓の月俸を納め、下宿屋にては、七八圓乃至十圓の下宿料を拂ふを例とす。

月俸、若しくは下宿料の中には、座敷料をも含有し、通例それにて毎月の食費宿料を支ふるを得れども、尙ほ塾費、若しくは舍費として二三十錢乃至一圓、若しくは校費教場費として、これに相當せる月額を徴收せらるゝ所あるべし。但、其様なる學校にては、却て月俸の方に於て其負擔を低額に止め、又座敷料として別に二三元を求むる所の下宿屋にては、食料として最低額五、六圓を受くるが故に、いづれにしても、諸君の負擔に格別相違する所なかるべし。

此外、寄宿舎、下宿屋に於て、諸君の負擔すべき重なるものは、石油と炭代との二つなるが、冬季中炭代一ヶ月一圓と算すれば十分なるべく、夏季に際しては、炭代の支拂を要せず、石油代のみなれば一ヶ月四五十錢あらば足るべし。

尙書函、机の類は、市内の指物商、古物商に就けば、極めて廉價に購ひ得らるべ

く、これは成るべく下宿屋へ引越しの際、豫め準備するを便とす。然れども寢具及蚊蠅の類は、凡て郷里より携へらるべし。何となれば是等の具は、之を購ひ得ぬことはなけれど、高價にして且つ品質醜惡、經濟的に於ても不得策この上なく、また實用上に於ても、諸君の母君姉君の、其弟其子が、異郷の寒さをも冒さぬ様との、深き仁慈の情より手づから製られたるに比して、その綿の厚薄、寒温の差幾何ぞや、若し之を毎々損料屋より借りるが如きことあらんか、少くとも一夜の損料を五、六錢として、之を一ヶ月一年に積るときは、巨大なる額となるべし、さればこれ等の品は、出來得るだけ、其郷里より携帶するをよしとす。

就中最注意すべきは、上京後下宿屋の選擇なり。單に下宿屋としいへば、諸君或は公々然看板を掲げたるものゝみと思惟すべけれども、東京に於ける下宿屋は決してそれのみにあらずして、所謂『素人下宿』といふものあり。こは家事の經濟上、不用に屬する若干室を貸間するものゝいひにて、之に賄付と賄付ならざるものとあり。而して其の下宿料の一般は、殆んど純然たる下宿屋と大差なくして、甚しきに至りては、却つて公然の下宿屋より冷淡なるあり。然れども稀に家族の少數なるを寂しさの餘り、貸間する等の家は、其親切なる待遇、到底下宿屋生活者の夢想し能

はざるものあるなり。

諸君もし出京して、眼に觸るゝ家の門柱、或は格子等に『かし間』の貼札あるを見れば、必ずや其れと覺らん。しかし諸君もし其家に下宿せんとせば、其知己或は近傍に於いて其家風を採知したるのちに定めよ。然らずんば往々にして不及の後悔を貽すことあるべし。亦純然たる下宿屋の選擇についても然り、殊に近來悪書生等の巢窟然たるもの往々之あるを以て、これ又注意せざる可らず。

かつ下宿料も、其下宿屋所在地によりて、同じ賄にても多少の相違あるを以て、先づ一應注意せざる可らず。試に先づ其例をあげていはゞ、神田錦町、神保町、猿樂町、小川町、三崎町邊は四疊半二階七圓五十錢位にて、本郷と麴町とはやゝ之に準ずれども、牛込、赤坂、四谷等山の手に至りては、之よりは一層廉なりと知るべし。しかし日本橋、京橋、下谷邊の下宿の多くは會社、銀行員等半紳士的のもの多く下宿するを以て、大抵は十圓以上、所謂高等下宿といふもの是なり。

書籍及筆  
墨紙料

○書籍及筆墨紙料

さて、其次に必要なるは、筆墨紙料、書籍費なり。書籍とても、格別高價なるものを要せざれば、年額十五圓にて足るべく、又古本を探し索めたらんには尙ほ其二

三割を節し得べし。それに筆墨紙料を加へて月額四圓あらば、裝飾品、贅澤品等は成るべく節約して、郵便税、理髮料、湯錢、履物料、齒磨、楊枝、石鹼、靴墨、衣類洗濯料等其他すべて、其中にて辨ずるを得べく、なほ別に雜費二三圓あらば、諸君は焼芋豌豆の買食ひに小遣錢の多きを誇り、又は新聞雜誌など、毎朝食後窓前に披きて餘裕を示すことを得べし。

○制服制帽調製費

學校に依りては、制服を着用せざるべからず。其費用は、冬服八九圓、夏服四五圓、制帽一圓内外、外套十圓として、靴、靴下、襪衣、股引等を合して五圓とせば普通の服装をなすを得べし。

然し、制服は諸學校皆着用せざるべからざるにあらざるのみならず、又一たび新調すれば、其後は必ずしも毎年新調するに及ばず、或は繕ひ、或は洗濯して、交るく用ふるを得るものなれば、其費用の如きも稍減ずることを得ん。

東京遊學の書生中には、無闇に書籍制服の購求を名として、臨時に十圓以上の費用を取寄する者ありといふ。醫學生などは、器械の購求、若しくは顯微鏡の必要を言ひ立てゝは、金を請求して父兄を驚かし、甚しきに至りては尙それにも満足せ

制服制帽  
調製費

ずして、病氣大至急金送れ、爲替は電信にてなど、迫り、又此他種々様々の口實を以て、遊蕩上の軍用金を徴發する者少なからざれど、是等は却て遊學の中止歸省を促す種にて、事實暴露の曉には、學費停止の原因となるべきものなれば、遊學生の慎むべきこと言ふまでもなきなり。

尙又多くの書生中には、衣服を飾り、酒食に耽り、月額三十圓前後を費して、紳士を氣取れる者なきにあらねど、遊ぶに忙はしきものは勉強の暇なく、是等の書生が學校に於ける席次の低きに過ぎたると、缺席日數の多きとは、決して諸君が見習ふべき良き儀範にあらずと知るべし。

これを要するに、成業の日までは、嚴正なる學生の低度生活を成し遂ぐべくして、決して絹布の衣服を纏ひ、時計、持物に綺羅を飾り、偽造紳士所謂ハイカラの境遇に落ちて、素志を失ふが如きことあるべからず。

遊學數年、この心得を失はざる限りは、高等諸學校は謂ふも更なり、大學の課程に進むも、月額十二三圓乃至十五六圓を以て、兎も角その業を卒ふるとを得べし。

○年額及月額の比較

夏期休業の二ヶ月を省きて、學費を通算するときは、左の計數を得べし。是に由

授業料	月額	年額
寄宿料	同	同
書籍費	同	同
筆墨紙料	同	同
諸雜費	同	同
總額	同	同

りて之を觀るに、諸君は初めに於ては、月額十二圓を以て二三年を維持することを得べく、次第に學業の進むに従ひ、多少の増額を要とするも、月額十五圓以内に於て修業を成し得ることは難からざるべし。

授業料 金壹圓乃至貳圓五拾錢  
 寄宿料 金七圓乃至拾圓  
 書籍費 金壹圓乃至壹圓五拾錢  
 筆墨紙料 金壹圓乃至貳圓  
 諸雜費 金貳圓乃至參圓  
 總額 金拾貳圓乃至拾九圓

勿論、此外に、入學金、其他、机、本箱、夜具等の買入代を要とするも、これ等は一時の事なれば、別途支出として算すべく、官立學校に入りたる後は、被服料を要するも、是等は成業に近き頃の別途豫算に過ぎざれば、斯ばかりの費用は惜むに足らず、父兄諸君も喜びてこれを出だすに吝ならざるべければ、諸君も苦學の褒賞として、是等の要求を提出するは、敢へて遠慮にも及ばざるべし。

第四章 修業の年限

○學科卒業の年限

上京の準備、學費の概算と共に一考すべきは、上京の後、成規の學科を履修するに、凡そ何程の年月を要すべきかといふこと、是れなり。官立高等の學校に入學する前には、普通の學科を修めむが爲め、中學校を程度とせる豫備科、若しくは、受験科の中等教育を受くるを要す。是等の學校を卒業するには、凡そ五ヶ年を要すれども、豫め地方に於て中學校を卒業し來らば、時に一躍して高等の學校に入るを得べし。未だ卒業せざるも、英語、國語、漢文、數學の四科に長じたる少年は、出京後も、短日月の間に於て、其受験科を卒ふるとを得べし。

官立高等の學校に入るには凡そ五ヶ年の受験科を卒業する程度の學力を要すれども、私立の専門科に入らんとするには、一二年の課程を卒りたる上は、優に入學の資格を得べし。

○分科大學と大學院

さて、愈、高等なる官立學校に入りたる上にも、其卒業には少からざる時日を費さ

ざるを得ずして、尙其上に分科大學に入りて三四年の歲月を送り、進みて大學院に入りてこれを終らむとせば、大抵三十歳前後の年齢に達せざるべからず。博士の學位を得て、社會の上流に立たむとするは、決して容易の事にあらず。

中 學 校	五ヶ年
高 等 學 校	大學豫科 三ヶ年
分 科 大 學	法科、醫科 各四ヶ年 工科、理科、文科、農科 各三ヶ年
大 學 院	五ヶ年
通 計	十六ヶ年乃至十七ヶ年

○陸海軍の諸學校

陸海軍諸兵科の學校は、その豫備科より通算すれば、初級士官となる迄には、七八年の歲月を費し、尙陸海軍大學校を卒りて高級士官となるまでには、前後の經歷を積みて、十餘年の星霜を軍隊生活に要すべし。

陸軍中央幼年學校豫科	三ヶ年
陸軍地方幼年學校	二ヶ年
陸軍中央幼年學校	二ヶ年
隊附士官候補生	六ヶ月
陸軍士官學校	一ヶ年
通 計	六年六ヶ月

中學校	五ケ年
隊附士官候補生	一ケ年
陸軍士官學校	一ケ年
通計	七ケ年
中學校	五ケ年
海軍兵學校	三ケ年
海軍機關學校	三ケ年四ケ月
通計	八ケ年乃至八ケ年四ケ月

○學習院及華族女學校

學習院の如きは、普通の學校と其趣の異なる所多きことは謂ふまでもなきことなるが、尙小學科より高等學科までの卒業には、前後十五年の長日月を學窓の下に送らざる可らざれば、上流貴族の子弟等にありては、少からざる苦學なるべし。

學習院	初等學科	六ケ年	中等學科	六ケ年	高等學科	三ケ年
通計	十五ケ年					
華族女學校	初等、高等小學科	各三ケ年	初等、高等中學科	各三ケ年	通計	十二ケ年

○官立高等諸學校

官立高等諸學校の修業年限は、次に示すが如し。これに受験科を合算すれば、七八年の歲月を要せむ。

東京高等師範學校	豫科	一ケ年	本科	三ケ年	
女子高等師範學校	四ケ年				
東京高等商業學校	豫科	一ケ年	本科	三ケ年	
東京高等工業學校	染織科、窯業科、應用化學科等	本科	各三ケ年	現業實習	各一ケ年
東京商船學校	航海科	五年五ケ月	機關科	五ケ年	
東京外國語學校	三ケ年				
東京美術學校	豫備科	一ケ年	各本科	四ケ年	
東京音樂學校	豫科	一ケ年	本科	三ケ年	

○私立専門各學校

私立の各種専門學校は、概ね三年前後を以て年限とし、長さも五六年を出づるもの短きも二年を下るものは、是亦珍らしき所なるべし。されば、豫備科を合算するも、多くは五ケ年にして成業すべく、又當人の心掛け次第に依りて三年の時日を學窓に送るときは、大抵卒業の成果を得て、錦衣故郷に歸ることを得べし。

## 第五章 着京の注意

### ○遊學の季節

少年子弟が、其府縣の中學を卒業して後、専門若くは自己の欲する學業を修めんが爲めに遊學するや、必ず其時期を誤る可からず、若し然らずして漫然上京するに於ては、或は入學期に後れ、或は早きに過ぐる爲め、空しく時日を無爲に徒費するが如きことあり。凡そ人間の弱點は、概ね閑居の時に現はるゝものにして、恐る可き誘惑の手に握手し、惡むべき惡魔の口に接吻し、遂に自から起つ能はざるの悲境に陥るは實に此間に在り。

之を要するに、學費の概算、修業の年限、將來の目途、既に確定して上京せんとするには、先づ出來得る丈の準備は之を其在郷中に完整する様に心掛け、着京より入學までの間は、必ず東京ならねばならぬ學術の研究を、漸く完了し得る丈の餘裕に見積り、それと見込みたる學校の學年、若くは學期の前、(多くは春秋の二期中)、或は半年、或は一二月、成るべく都門に閑居の害を免るゝを程度として郷里を立たるゝこと良策なる可し。

### ○各學校の學年學期

學年といふは、九月十一日より起算し、翌年七月十日に至る十ヶ月間を指すものにて、これを二分し、三分して、幾學期とするが通例なれど、中には、四月一日より始むる所も多ければ、是等は、本書の下篇に於ける各學校の規則を見て、之を知るべし。

官立學校にては、毎學年の終りに於て、次年度の新生を試験してこれを入學せしむると、偶、補充試験をなして臨時に募集すると、この二つの外、如何なる時も、決して入學を許さざれば、時期を失うて悔うることなかれ。

私立學校は、多くの場合、一人にても試験して、或は全く試験なしに、入學せしむる慣例なれど、中途入學は損ありて益なく、時としては、次の學期に又修學を繰返す場合も起るべき故、成るべくは、學年始業の初めに於て、入學せらるゝが利益なるべし。

### ○東京迄の鐵道旅行

かくて、遊學の季節に迫らば、諸君は愛すべき郷里を出て立ちて、此東京に來らるゝならむが、吾人は、是等諸君の爲めに、先づ鐵道の便利を示して、以て上京の



手引せむかな。

諸君は、東京より以西のものならば、東海鐵道線に由りて、新橋停車場を指さるるなるべく、又、東京より以北ならば、奥羽若くは直江津線にて、上野停車場を指し、東部ならば房總武の諸線に據らるゝなるべし。

東北鐵道線

上野停車場は東京市の北端にあり。青森と相距ること四百五十六哩に餘る。其途中田端より水戸を経て仙臺に向ふ線あり、高崎より直江津を経て新瀉に向ふ信越線あり、又小山より水戸又は前橋に出づる支線あり。

青森東京間

東京	青森間	四、五六哩	五圓七十九錢	東京	福島間	一、六八哩	二圓三十二錢
同	尻内間	三、九七哩	五圓〇八錢	同	郡山間	一、三九哩	一圓九十八錢
同	盛岡間	三、三〇哩	四圓二十六錢	同	白河間	一、一五哩	一圓六十九錢
同	一ノ關間	二、七三哩	三圓五十九錢	同	宇都宮間	六、五哩	一圓〇三錢
同	仙臺間	二、一七哩	二圓九十一錢	同	小山間	四、七哩	七十七錢
同	岩沼間	二、〇六哩	二圓七十八錢	同	大宮間	一、六哩	二十七錢
直江津	長野間	四、六哩	七十六錢	直江津	横川間	九、九哩	一圓五十二錢

直江津新瀉間

直江津	上田間	六、七哩	一圓〇七錢	直江津	高崎間	二、一七哩	一圓七十二錢
同	輕井澤間	九、二哩	一圓四十二錢	同	東京間	一、八〇哩	二圓七十一錢
直江津	柏崎間	二、二哩	四十六錢	直江津	加茂間	六、四哩	一圓二十九錢
同	長岡間	四、五哩	九十一錢	同	新瀉間	八、五哩	一圓七十二錢

前橋高崎及東京間

前橋	高崎間	六哩	十錢	前橋	浦和間	五、六哩	八十九錢
同	熊谷間	三、一哩	五十錢	同	東京間	六、九哩	一圓七錢
同	大宮間	五、二哩	八十四錢	高崎	東京間	六、三哩	九十九錢

仙臺水戸及東京間

東京	仙臺間	二、二六哩	三圓〇二錢	東京	勿來間	一、二六哩	一圓七十錢
同	中村間	一、九三哩	二圓六十二錢	同	水戸間	七、四哩	一圓十四錢
同	原ノ町間	一、八〇哩	二圓四十七錢	同	友部間	六、三哩	一圓
同	平間	一、三二哩	一圓九十錢	同	土浦間	四、二哩	六十八錢

東海鐵道線

新橋は東京市の南にありて、神戸市を距ること三百七十哩餘、この間の東海鐵道線哩數及賃錢は左の如し。

神戸東京間

北國鐵道線

東京 神戶間	三、七五哩	四圓十三錢	東京 名古屋間	二、三〇哩	二圓九十錢
同 大阪間	三、五四哩	三圓九十七錢	同 大府間	二、二一哩	二圓八十二錢
同 京都間	三、二八哩	三圓七十五錢	同 豊橋間	一、八八哩	二圓五十錢
同 馬場間	三、一八哩	三圓六十七錢	同 濱松間	一、六五哩	二圓二十五錢
同 草津間	三、一一哩	三圓六十二錢	同 静岡間	一、一八哩	一圓七十三錢
同 彦根間	二、八六哩	三圓四十一錢	同 沼津間	八四哩	一圓三十一錢
同 米原間	二、八三哩	三圓三十八錢	同 國府津間	四七哩	七十八錢
同 大垣間	二、六〇哩	三圓十八錢	同 大船間	二七哩	四十六錢
同 岐阜間	二、五二哩	三圓十錢	同 横濱間	一八哩	三十錢

北國鐵道線

越中、加賀及越前の諸國より上京せんと欲する者は、米原に出て、東海鐵道線に據るを便なりとす。

米原富山間

米原 敦賀間	三〇哩	五十一錢	米原 金澤間	一、一六哩	一圓七十一錢
同 今庄間	四七哩	七十八錢	同 津幡間	一、二三哩	一圓七十九錢
同 福井間	六八哩	一圓九錢	同 高岡間	一、四一哩	一圓九十九錢
同 大聖寺間	八七哩	一圓三十六錢	同 富山間	一、五三哩	二圓十一錢

甲武鐵道線

東京以西甲斐に到らんとする街道には、甲武鐵道線ありて、飯田町停車場を起點とし八王子を經、更に中央線に連接し、目下甲府まで全通し居るを以て甲府附近より來るものはこれによるを便とす。又飯田町よりお茶の水までも電車開通したるを以て、お茶の水より東京電車に連絡の便宜あり。

飯田町八王子間

飯田町新宿間	四哩	六錢	飯田町立川間	二〇哩	三十一錢
同 國分寺間	一七哩	二十五錢	同 八王寺間	二七哩	四十錢

八王子甲府間

八王寺上野原間	一四哩	二十四錢	八王寺甲府間	五三哩	八十八錢
---------	-----	------	--------	-----	------

總武鐵道線

銚子より佐倉及千葉を經て、東京本所に至るものを總武鐵道線といひ、一ノ宮より千葉に出づるものを房總鐵道線といふ。今總房地方より上京せんとする者の爲に、汽車賃を示せば左の如し。

銚子東京間

東京 銚子間	七二哩	一圓十二錢	東京 佐倉間	三二哩	五十六錢
同 成東間	四五哩	七十六錢	同 千葉間	二二哩	四十一錢

總武鐵道線

大原千葉間  
 千葉大原間 三五哩 七十二錢  
 千葉大網間 一四哩 二十九錢

○山陽鐵道線

馬關以東神戶までは山陽鐵道の線路にして。全線三百二十九哩、下ノ關神戶間今や全く開通し、門司より又九州鐵道に連續せり。

下ノ關神戶間

神戶 下ノ關間	三、二九哩	三	圓	神戶 糸崎間	一、四三哩	一圓五十八錢
同 三田尻間	二、七五哩	二圓六十錢	同	同 尾ノ道間	一、三八哩	一圓五十錢
同 徳山間	二、六三哩	二圓五十七錢	同	同 岡山間	九〇哩	一圓二十錢
同 柳井津間	二、三六哩	二圓三十五錢	同	同 姫路間	三四哩	五十錢
同 廣島間	一、九〇哩	二	圓	同 明石間	一二哩	十八錢

○九州鐵道線

門司より八代までは九州鐵道の線路なり。其支線の中、小倉より宇佐間、鳥栖より早岐を経て長崎までは、已に開通に至れり。

門司八代間

門司 八代間	一、四三哩	一圓八十一錢	門司 久留米間	七〇哩	九十九錢
同 宇土間	一、二八哩	一圓六十六錢	同 鳥栖間	六六哩	九十四錢

小倉宇佐間

同 熊木間	一、二一哩	一圓五十九錢	同 博多間	四七哩	六十九錢
同 大牟田間	九〇哩	一圓二十四錢	同 小倉間	七哩	十一錢
同 小倉 行橋間	一五哩	二三錢	同 小倉 中津間	三一哩	四十八錢
同 同 椎田間	二二哩	三四錢	同 同 宇佐間	四三哩	六十五錢

鳥栖長崎間

鳥栖 佐賀間	一五哩	二三錢	鳥栖 早岐間	四九哩	七十二錢
同 同 武雄間	三三哩	四十九錢	同 同 大村間	七二哩	一圓〇一錢
同 同 有田間	四二哩	六十一錢	同 同 長崎間	九七哩	一圓三十二錢

○各港汽船便

神戸以西にありては、瀬戸内海の附近、及四國九州沿海の人々は、海路直に大阪に航するもの多く、又北海道地方より上京せむとする人々は、海路横濱を指して出發する者も少からざるべし。

依て是等の人々の爲めに、日本郵船會社及大阪商船會社に屬する汽船の賃錢を示せば、大略左の如くなるべし。

日本郵船會社汽船各港横濱間の船賃  
 横濱 神戸間 三 圓  
 横濱 小樽間 六 圓

同	門司間	五圓	同	函館間	三圓五十錢
同	長崎間	七圓	同	萩ノ濱間	二圓
同	四日市間	一圓五十錢			

大阪商船會社汽船各港大阪間の船賃

大阪	馬關間	二圓五十五錢	大阪	宇和島間	二圓五十錢
同	門司間	二圓五十五錢	同	三津ヶ濱間	一圓九十五錢
同	三田尻間	二圓十五錢	同	多度津間	一圓二十五錢
同	徳山間	二圓五錢	同	高松間	一圓十錢
同	宇品間	一圓七十五錢	同	徳島間	八十錢
同	尾ノ道間	一圓五十錢	同	洲本間	四十五錢
同	大分間	二圓四十錢	同	鹿兒島間	五圓
同	細島間	三圓	同	沖繩間	九圓

但し、非常特別税法發布の結果、今年一月一日より汽車汽船孰れによるも通行税なるものを課せらるゝこととなりしを以て、諸君が上京せんとするに當りても、規定の賃錢に加ふるに、尙ほ旅程の遠近により左の如き税金を納めざるべからず。

- 一 二百哩又は二百海裡以上 三等 金四錢
- 一 二百哩又は二百海裡未満 三等 金參錢
- 一 一百哩又は百海裡未満 三等 金貳錢
- 一 五十哩又は五十海裡未満 三等 金壹錢

此海陸の哩數、乃至汽船、或は汽車の乗込賃錢を參考すれば、凡そ何程の費用を以て上京し得べきやを知るに足るべく、又此海陸の通路を知らば、比較的便利な海港、若くは停車場を自由に選ぶことを得て、諸君は少しの支障もなく、最も安全迅速に、この帝國の大都に入りて旅行を終ることを得むか。

○金錢の注意

人の旅行中、一人の知己なき客地にありて最頼母しきものは金錢なり、最有力なるものも亦金錢に過ぐるはなけれど、さはれ諸君が初めて上京の途に就かるゝ時は、旅費其他極めて必要なる費用の外は、多分の金子を一身と共に携帯せざるを利とし、若上京の後に必要あるときは、更に爲替なり何なりにて送らるゝを可とす。是れ一方には旅行中の不安心を防ぐの手段なると共に、また田舎より始めて上京せるもの、諸事萬般驚嘆に撲たれ、驚嘆はつひに嗜好に變じ、懃ひに金子ある憑みより、嗜好はまた誘惑となり、惑溺となりて、莫大なる惡結果を遺すの例、極めて少なざればなり。

凡そ誰と限られざれど、殊に入京當時の諸君は、極めて信任すべき親族とか知己とか或は學校の舍監とかいふ類の外、すべて見ず知らずの他人には、如何に親切な

る好意を示さるゝとも、一切金銭上の關係を繋ぐことを避くべし。諺にも人を見たら泥棒と思へと云ふことあり。若し一旦誤りて信用することあらば、再び取かへす可からざる不測の禍に陥ることあらん、慎むべき也。

○旅行中の警戒

東京に着きたる後は、先づ第一に、親戚又は知り合ひの家を訪はるゝか、さなくば旅宿を求めて投宿せらるゝならんが、途中はいふまでもなく、汽車中、若くは停車場の如き人込みの所に於ては、掏摸其他の悪漢に狙はれぬやう氣を着け給へ。

彼の掏摸といふ一種の鼠賊は、人の懐中にある紙入は勿論、袂の中の蝦蟇口までも、何時しか知らぬ間に抜き取ることを、諸君の驚く程巧者なるものなり。殊に汽車、汽船、電車、などの中には、毫も油断せざるやうにすべし。又停車場附近、公園などには、田舎人の装ひして、言語舉動を朴訥に見せかけ、親切らしく言葉をかけて、他意なき風に近づくものあり、かゝる者には、決してウカと乗ることあるべからず。次に道路方角等を尋ぬるには、途上の巡査に若くはなしと知るべし。

○東京市中の旅店

着京後、直に親戚朋友を訪はず、旅店に就きて其勞をやすめんとする者は、停車

場近傍にて普通の旅人宿に入るべし。宿泊料は、七八拾錢より壹圓までを通常とす。されど所謂紳士向の旅館に至りては、結構宏大にして、宿泊料も一層高く、一泊少くとも壹圓五拾錢乃至貳參圓なるべく、其他に茶代、下婢への心づけ等多額の費用を要すべし。

要するに、京橋區、日本橋區には高等旅館最多く、神田區、本郷區には普通の旅店多かるべく、下谷區は東北鐵道の發着すべき處にあたり、芝區は東海道鐵道の衝にあるが故に、汽車客の旅人宿頗る多し。日本橋區にても、馬喰町邊、又淺草區等の如きは、商人宿殊に多くして、深川區、赤坂區、麻布區、牛込區、小石川區は、旅客の多く往來する所にあらず。故に、區内には、旅店の數甚だ尠く、又本所區、四谷區及麴町區にては、汽車の發着する附近の外、旅店稀なり。

○着京後の乗車注意

東京に着きたる時、各停車場より市内各區に至る人力車賃錢表は、大凡左の如くなれば、諸君は適宜斟酌して、其代價を拂はるゝを可なりとす。但、夜、雨天、一人乗、荷物附等は凡そ二割を増すべく、雨夜は凡そ四割増、降雪、暴風雨、二人乗、大至急等は、凡そ五割を増す。

自新橋停車場至市内各區賃錢

京橋區	五錢乃至十一錢	芝區	四錢乃至二十二錢
日本橋區	九錢乃至十五錢	麻布區	十錢乃至二十一錢
神田區	十二錢乃至十六錢	四谷區	十七錢乃至二十五錢
本郷區	十七錢乃至二十八錢	赤坂區	九錢乃至二十二錢
下谷區	十五錢乃至二十八錢	牛込區	十七錢乃至三十五錢
淺草區	十五錢乃至三十錢	小石川區	十七錢乃至三十一錢
本所區	十五錢乃至二十九錢	麴町區	六錢乃至十八錢
深川區	十四錢乃至二十九錢		

自上野停車場至市内各區賃錢

下谷區	三錢乃至十二錢	神田區	六錢乃至十二錢
本郷區	五錢乃至二十錢	日本橋區	十錢乃至十五錢
小石川區	十二錢乃至三十二錢	京橋區	十五錢乃至二十二錢
牛込區	十五錢乃至三十五錢	芝區	二十錢乃至三十八錢
麴町區	十三錢乃至二十二錢	淺草區	八錢乃至十七錢
四谷區	二十二錢乃至三十二錢	本所區	十三錢乃至二十五錢
赤坂區	二十三錢乃至三十五錢	深川區	十八錢乃至三十錢
麻布區	二十六錢乃至三十五錢		

自飯田町停車場至市内各區賃錢

神田區	四錢乃至十三錢	日本橋區	十二錢乃至十八錢
本郷區	七錢乃至十八錢	京橋區	十五錢乃至二十二錢
下谷區	十錢乃至二十錢	芝區	二十錢乃至三十五錢
淺草區	十四錢乃至二十四錢	麴町區	四錢乃至十七錢
本所區	十六錢乃至二十七錢	小石川區	五錢乃至二十一錢
深川區	二十錢乃至三十錢	牛込區	八錢乃至十八錢
麻布區	二十一錢乃至三十錢	赤坂區	十六錢乃至二十六錢
四谷區	十二錢乃至十九錢		

自本所停車場至市内各區賃錢

本所區	四錢乃至十二錢	淺草區	十二錢乃至二十錢
深川區	六錢乃至十八錢	下谷區	十六錢乃至二十五錢
日本橋區	十錢乃至十八錢	神田區	十五錢乃至二十二錢
京橋區	十七錢乃至二十二錢	本郷區	二十錢乃至三十六錢
芝區	二十二錢乃至四十二錢	麴町區	二十錢乃至二十九錢
小石川區	二十四錢乃至五十錢	牛込區	二十錢乃至四十七錢
麻布區	三十一錢乃至四十九錢	四谷區	三十二錢乃至四十錢
赤坂區	三十錢乃至四十二錢		

着京の際、手荷物等あるか、其他已むを得ざるにありて車に乗らざるべからずるときは、鐵道停車場内に在る人力車乗車券販賣所より乗車券を買ひて行くを宜し



には、又別に三錢の乗車賃を支拂はざる可からず。これより諸君の便宜の爲め、東京市内電氣鐵道交通一斑の有様を説明すべし。

○東京市街鐵道會社 日比谷公園を中心として▲新宿線は日比谷公園より麴町本通りを経て新宿に達するもの▲三田線は芝公園を経て本芝に達するもの▲上野線は須田町本郷通りを経て下谷御徒町に達するもの▲一週線は須田町、兩國、築地、數寄屋橋を経て日比谷公園に還り来るもの▲深川線は一週線中の銚橋停車場より靈岸島、永代橋を経て深川區龜住町に達するもの▲青山線は新宿線中の三宅坂より岐れて青山北町に達するもの▲九段線は一週線中の小川町より岐れて九段坂下に達するもの等なり。

○東京電氣鐵道會社 此會社の線路は品川八ツ山下に起り、高輪を経て新橋に至り、銀座通り日本橋通りを貫通して一線は今川橋南詰より岐れて本銀町、馬喰町、淺草橋、御藏前を経て淺草雷門に至り、一線は今川橋より萬世橋、御成道、黒門町を経て上野公園前に至り、更に日本鐵道上野停車場を経て淺草公園に達し、雷門にて淺草橋方面より来るものと聯絡す。

○東京電氣鐵道會社 此會社の既設線路は新橋際土橋より、濠端を北に進み、錦町三丁目河岸より表神保町を経て御茶の水橋に至り、茲に甲武鐵道會社線に連絡す。

○甲武鐵道會社 此會社は御茶の水橋、中野間を運轉するものなり。

以上は總て既設線路を略述したるものにして、今日工事中の線路も亦少からず、漸次開通の曉には、乗客の便宜を増すこと尙一層なるべし。

電車の乗車賃は前にも述べたる如く三錢均一即ち一人一回の乗車賃金三錢なれども、非常特別税法實施の結果として今年より通行税を課せらるゝことゝなれり。通

行税は一人一回金一錢の割なれども、各會社にて發賣せる回数乗車券なるものを求め置く時は其幾分を節し得べし、即ち二十回券を求め置く時は普通の乗車賃金六十錢の他に通行税金五錢を、百回券を求め置く時は、乗車賃金參圓に通行税として五錢を支拂へば足れりとす、されば乗客各自の便宜に従ひて、此回数乗車券を求め置くを可とすべし。

電氣鐵道に關して諸君の豫め心得おかるべきことは未だ之にて悉せりといふ譯にはあらず。尙ほ詳細を知らんと欲せらるゝ方は、既に東京電車案内といふ書物も出版せられたれば此書を一讀せらるべし、此書の發行所は神田區西小川町二丁目電車案内社にて一冊の定價は金五錢なり。

又、此電車と共に、諸君に都合よきものは商品陳列所にして所謂勸工場と名けられて市中到る處に在るもの是なり。これに入るときは諸君の需要品何一つとして存せざるなく、物品には、一々懸直なしの正札ありて押問答の煩累すらなく、此處彼處とまごつきたる上、高く買被ぶる等の危険を免る。普通體裁よき机にても、勸工場にては七八十錢乃至一圓を投ずれば、容易に手に入れ得べく、又上等の本箱も、五六十錢より一圓迄の範圍に於て、好むものを自由に購買するを得べし。



是等共同的販賣店の最大なるものは、左に掲載せる數ヶ所にして、芝及上野公園にあるものは、其規模宏大にして、人の注意を惹くべき商品に富めり。

内國商品陳列場	上野公園内	帝國博品館	京橋區南金六町
東京勸工場	芝公園内	銀座勸工場	京橋區銀座二丁目
南明館	神田區表神保町	九段勸工場	麴町區飯田町一丁目
東明館	神田區表神保町	牛込勸工場	牛込通寺町
杉山勸工場	下谷區上野廣小路	本郷勸工場	本郷區四丁目

此他、各區一二の設なきはなく、銀座通及淺草公園には殊に多し。

意  
交際の注

○ 交際の注意

父母の膝下を離れて東都に遊學するや、頼む所は唯是れ朋友のみ、然りと雖も友は多きを貪る可からず、同郷の親友あらば、宜しくこれと交誼を温めて、濫りに路傍の人と親交を結ぶ可からず、吾れに同情を表し賛同を與ふるものを以て、直ちに知己と思ひ親友と爲すべからず、概して斯くの如しと云ふにあらざれども、今日の學生間には、道義の念薄くして廉耻の心乏しければ、未だ世慣れぬ學生とさへ見れば、温容甘言至らざるなく、満腔の同情を表するが如くして實はこれを利用し、これを致すの方便に外ならざるなり。見よ諸君にして、いさゝか打解けたる言貌を顯

はさんか、渠等は直ちに金錢の相談を申し出さん、然らざれば寄席、牛肉屋、其他の同行を促さん、世豈にかゝる益友のあるべき筈やある。諸君にして若し彼等が外貌によりて、直ちに其心情を推するとあらば、是れ大なる謬事にして、遂に墮落の深淵に引込まるゝに了らん。さりとて絶對的に友を作る勿れとは云はねど、只求めて友を得るに力むること勿れ、求められて餘儀なく友たることなかれと云ふにて、要は餘りに他人を信任し過ぎず、眞の益友を選択するにある也。

忍耐は聖人の課業なり、

剛毅の試金石なり、

壓制と運命との勢力を制し、

人をして自己の保護者たらしめ、

又勝利者たらしむ。

## 第六章 宿所の選定

宿所には、學校の寄宿舎と、市中の下宿屋との二類ありて、共に等しく學生の住居に供ふるものなるが、規律正しき學校ならば、無論寄宿舎の方を取るべし。下宿屋にては、風紀監督の制を缺き、多くの少年を導きて惰弱怠慢ならしむる虞最も大なれば、幸に東京に父兄の懇意ある所あらば、そこに寄宿せしむるか、若くは造士會附屬の塾舎のごとき、子弟の監督薰陶を目的とせる所に入らしむるを最も安全なる方法とす。又女子を遊學せしむる場合に於ては、殊に此點に深き注意を要す。若し之を託すべき適當の親戚若くは朋友なきときは、嚴肅なる寄宿舎を有する學校に入らしむるを第一とす。然らざれば、遊學せしめざるの寧ろ優れるに若かず。朝寢、夜深し、夜遊びの如きは、下宿屋にては如何しても締りの附けやうなきものにて、これ即ち追々、少年女子をして品行と風儀とを亂さしむる原因となるものにて、若し親戚懇意なる家に寄宿するときは、多少遠慮といふことありて、大に其邊の惡慣習を防ぎ得ることもあるべし。

## ○監督の必要

學生の墮落は志操の轉變に基き、志操の轉變は監督の不行届に基因するものなり。學生間に於ける各種の誘惑は、最も恐る可きの魔力を有して、都會の事情に暗く、社會の知識に疎き、田舎出學生に於ては、志操の堅固に目的の確定せる者と雖も、往々これが爲めに、意外の失策を招きて、悲境に陥ることあり、是れ其身を自由に放任して、精神の弛怠を來すに外ならず。斯くの如きは殆んど學生社會の通弊にして、吾等の熱心に矯正の策を執る所なるが、今日に於ては學校寄宿舎及監督塾舎の設備も畧ぼ具はり、然らざるものは郷友會宿所の設ありて、學生監督の實を擧ぐる事に力めつゝあれば、特殊の場合を除くの外は、必ず是等の寄宿舎に入りてその塾舎等に於て監督を受くべきなり。校舎の監督充分なるに於ては、世間の刺戟に依りて岐路に迷ふの憂なく、外來の誘惑に依りて、志操を轉變するの恐れ無く、最も安心に最も堅實に、修養の實を擧げて、其目的を貫徹することを得べきなり。

## ○下宿所の位置

東京市内にて、最も多く學生の集まる所は、本郷、神田の二區を第一とし、芝區之に次ぎ、麴町區又之に次ぐ。本郷區は三四年前の調査に據るも、下宿の戸數四百、下宿人員壹萬三千七百四十三人、神田區は戸數三百六十二、人員壹萬參千〇八十九

人に達せり。

勿論、下宿者は、悉皆學生とも限らざるべく、日本橋、京橋、及深川にある者の如きは、學生以外の人を以て、其大半を満たすなるべく、下谷區なども幾分か他の種類を混入する傾向なきにあらざるも、遊學者の集まる所は、大抵は、神田、本郷、芝、麴町の四區にあるが如し。

宿所を定むるには、學校の遠近、土地の便利と共に、衛生上に利益あるべき所を選ぶこと肝要なり。所謂下町と稱せらるゝ低部の市街は、空氣の不潔なる、溝渠下水の停滞せる、皆病毒を蔓延せしむる種なれば、心ある人は、成るべく高地を求めて下宿所を定め、本郷、駿河臺、九段、番町、駒込、小石川、麴町、牛込、麻布、三田臺等より、其學校に通ふを可なりとす。

○ 區 役 所 々 在 地

其宿所の定まりし後には寄留届を差出さざるべからず、又學校入學の際には、保證人の身元に關して、區長の奥書證明を求むることある故、即ち區役所の位置は豫め知り置かさるべからず。

神田區役所

錦町二丁目

四谷區役所

四谷荒木町

區役所々  
在地

郵便局所  
在地

本郷區役所	龍岡町
麴町區役所	麴町一丁目
日本橋區役所	蠣殻町二丁目
京橋區役所	築地一丁目
芝區役所	芝愛宕町三丁目
麻布區役所	麻布市兵衛町二丁目
赤坂區役所	赤坂表町三丁目

牛込區役所	牛込單筒町
小石川區役所	水道町
下谷區役所	仲徒町四丁目
淺草區役所	淺草馬道町一丁目
本所區役所	相生町五丁目
深川區役所	深川鰻岸町

○ 郵 便 局 所 在 地

最寄にある郵便局電信局等を知らざるときは、郵便爲替の受取方、小包郵便の發送等に一々差問あるべきが故に、最寄にある、各局名並に位置に就きて、豫知する所なかるべからず。

東京郵便局	所在地	日本橋區材木町
青山局	同	青山南町
四谷局	同	四谷忍町
牛込局	同	牛込通寺町
小石川局	同	小石川表町
三田局	同	芝三田通新町
下谷局	同	下谷山下町
淺草局	同	淺草馬道町
赤坂局	所在地	赤坂溜池町
麴町局	同	麴町二丁目
飯田町局	同	飯田町一丁目
神田局	同	神田須田町
本郷局	同	本郷元富士町
駒込局	同	駒込東片町
芝局	同	芝口一丁目
兩國局	同	日本橋元柳町

郵便爲替  
取扱所

深川局	同	深川小松町	本一所局	同	本所横網町
麻布局	同	麻布宮下町	高輪局	同	品川停車場前
白金局	同	芝區二本榎町	丸ノ内局	同	麴町區丸ノ内

○郵便爲替取扱所

郵便爲替の事務は、獨り郵便局にて取扱ふのみならず、東京市内にては、各區到處に於て「郵便受取所」といへるものあり。此處にては、郵便爲替をも取扱ふ。本局、若くは各區郵便局よりも、人の雜沓すること尠きが故に、爲替は、住所の最寄なる郵便受取所にて受取ることゝするを便とす。

現今市中の各區に存する郵便受取所の名稱は左の如し。尙ほ是等の郵便受取所の中には電信事務をも取扱ふ所あり。

日本橋區	十軒店、蠣殼町、小傳馬町、橋町、堀江町、木石町、檜物町、濱町、南茅場町、高砂町、
神田區	一橋通、淡路町、佐久間町、今川橋、錦町、猿樂町、紺屋町、餌島町、多町、西紅梅町、神田橋、三崎町、大和町、北神保町、
本郷區	森川町、駒込淺嘉町、元町、宮永町、湯島切通、本郷二丁目、駒込富士前町、曙町、駒込東片町、駒込千駄木町、
牛込區	市ヶ谷田町、原町、神樂坂、市ヶ谷片町、榎町、築土八幡町、馬場下町、北町、早稻田町、改代町、

四谷區	赤坂區	芝區	麻布區	京橋區	深川區	淺草區	下谷區	麴町區	小石川區	本所區
-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----

四谷見附外、信濃町、赤坂一ツ木、溜池町、青山北町、青山南町、仲之町、櫻田本郷町、二本榎町、濱松町、愛宕町、三田一丁目、新堀町、柴井町、田町、本芝、琴平町、高輪臺町、御成門町、三田松坂町、六本木、飯倉町、三軒家町、市兵衛町、田島町、霞町、谷町、新富町、銀座、東淺町、南傳馬町、八丁堀水谷町、弓町、五郎兵衛町、山下町、富島町、入舟町、瀧山町、采女町、築地、月島、東森下町、洲崎辨天町、萬年町、西町、富岡門前仲町、入船町、大和橋、安宅町、淺草七軒町、揚屋町、黒舟町、馬道町、千束町、須賀町、橋場町、北松山町、吉野町、元鳥越町、山ノ宿町、榮久町、下谷徒士町、坂本町、長者町、南稻荷町、池ノ端仲町、根岸、金杉上町、谷中三崎町、上野大門町、万年町、二長町、龍泉寺町、元園町、麴町六丁目、三番町、平河町、中六番町、飯田橋通、有樂町、日比谷、富士見町、永田町、小日向水道町、大塚町、餌差町、竹早町、雜司ヶ谷、音羽、諏訪町、掃除町、白山御殿町、相生町、綠町、中ノ郷瓦町、中ノ郷元町、二ノ橋通、松代町、柳島町、向島須崎町、押上通り、小泉町、吉田町、荒井町、向島小梅町、

第七章 衛生の注意

東京に遊學する少年は、學事に一身を委ぬべきはいふまでもなけれども、又最も注意せざるべからざるは衛生上の事なり。

○著名の病院及醫師

東京は實に病原の巢窟にして、動もすれば諸君の健康を危うし易し。軀に病を懐くものは、如何に學業の成就を期するとも、必ず上京の途に就くべからず。是れ看すみす病を劇しうせんとして上京するものなれば、父兄たるもの深く之を諫止すべし。殊に最も害毒を逞うするは呼吸器病にして、其肺患に由りて斃る、市民は、毎年壹萬人の多數に上れば、常に最も警戒を怠るべからず。

學生の最もかゝり易きは、脚氣と胃病となり。多くは土地と食物とより來る、其外腦病、眼病及肺病等も、亦書生社會に多き病なり。但以上は注意して、初發の際に、これが治療を施さば、全癒するに難からずと雖、其病のさざしあらば、早くそれくの醫師、又は病院に赴きて、速に治療を請ふべし。今其重なるもの及び其院長の姓名を擧ぐれば左の如し。

醫科大學第一醫院	佐藤 三吉	本郷區元富士町	内外科、眼科、脚氣科、婦人科、小兒科
醫科大學第二醫院	神田和泉町	神田區小川町	内科、外科、
日本赤十字社病院	豊多摩郡下澁谷村	日本橋區蠣壳町二丁目	内外科、眼科、婦人科、耳科
順天堂醫院	佐藤 進	本郷區湯島五丁目	外科、内科、眼科、婦人科
東京慈惠醫院	高木 兼寛	芝區愛宕町二丁目	内外科、(貧民治療)
杏雲堂病院	佐々木政吉	神田區河臺西紅梅町	内科、外科、
東京府集鴨病院	吳 秀三	小石川區集鴨籠町	精神病科
山龍堂病院	土屋 良藏	神田區小川町	内外科、婦人科
回生病院	中濱東一郎	麴町區下二番町	内科、外科
告成堂病院	岩佐 純	日本橋區蠣壳町二丁目	内外科、婦人科、眼科
永樂病院	三浦謹之助	麴町區八重洲町	内外科、(傳染病の外治療)
東京病院	高木 兼寛	芝區愛宕町二丁目	内外科
胃腸病院	長與 稱吉	麴町區内幸町一丁目	胃腸病科
樂山堂病院	宇野 朗	淺草區小島町	外科、梅毒、皮膚病科、
日本橋病院	岡本 武次	日本橋區青物町	内科、外科
明治病院	鳥居 春洋	淺草區須賀町	内科、外科
加藤病院	加藤時次郎	京橋區木挽町六丁目	外科、皮膚病科
尊生醫院	松山陽太郎	芝區三田二丁目	内科、外科、小兒科
神保院	鈴木篤三郎	神田區神保町	内外科、小兒科、婦人科

東洋内科醫院	高田 耕安	神田駿河臺鈴木町	眼科
明々堂眼科醫院	須田 卓爾	小石川區春日町	眼科
井上眼科病院	石黒吉三郎	神田區駿河臺東紅梅町	眼科
東京眼科病院	井上豊太郎	麴町區飯田町四丁目	眼科
桐淵眼科病院	桐淵 鏡次	下谷區練塀町	眼科
養生園	北里柴三郎	芝區白金三光町	内科(肺病)
東京耳鼻咽喉科醫院	金杉英五郎	神田區南甲賀町	耳、鼻、咽喉科
田代病院		下谷區練塀町	外科
岡村病院	岡村 龍彦	神田區西小川町	皮膚病科

○體育の必要

業の將に成らんとして、不幸病魔の犯す所となり、學を半途に廢絶するの已むを得ざるに至るは、往々見る所にして、實に千載の恨事なり。是れ一は先天的體質の羸弱なるに因ると雖も、要するに平素體育の不充分なるに基因せずんばならず。まづ遊學者が、其健康を破る第一の原因は、運動の缺乏にあることなれば、常に運動の不足を補ふことに注意せらるべく、又日曜日大祭日等の休暇には、遠く郊外に杖を曳きて、英氣を養ふことを務めよ。

若し夫れ學校に於ては體操あり、運動會等の設けありて、夫れく體育の規定ありと雖も、

これは單に時間を限れる規則的方法にして、未だ是を以て諸君が身體を鍛練するに充分なる、體育の方法となすに足らざる也。幸に現今體育の必要全國に唱道せられてより、東京市内に於て、柔術、擊劍の道場を開く者も尠ならず、皆身心の修養を期圖する青年を歓迎しつゝあり、此種の中にて最も柔道に有名なるは嘉納治五郎氏の講道館にて、小石川區下富坂町十八番地にあり、同館の創立は實に明治十五年にありて、現今の館員六千人と稱し、凡そ東京市の學校、其公私の何れたるに關せず、殆んど同館の生徒を含まざるなしと云ふを以て、其盛況を知るに足らん。劍術には神田區今川小路の有信館あり、また有數なる道場なりとす。

他に體操、槍術、劍術、游泳術、銃鎗等より、其他一般の體育術を悉皆網羅して最範圍廣きものは日本體育會あり、體育場支部を本郷彌生町、神田錦町、牛込市ヶ谷の三ヶ所に置き、器械體操其他の設けありて、會員は無料にて、また會員たざるも一錢を投ずれば、何時にても會場に入りて、遊戯を恣にすることを得。又夏期には隅田川、濱町河岸に游泳場を開き、以て水泳の練習を教授するものあり。凡て身體の健全を欲する青年諸君は、各々制規の規則を履んで、成る丈け是等の會員たらんことを期せられよ。

## ○精神の休養

凡そ東京ほど多方面に渡りて、趣味の多き土地はなかるべく、又幾多の罪惡これに隨伴して、心身の自由を失ふもの、之より多き土地なかるべく、最も恐るべきは、是等の消息に通ぜざる、少年子弟の、不知不諱、此罪惡に近づきて、奇禍忽ち其身を犯すことを悟らざることは是なり。

故に諸君が學事に倦んで、精神の休養を爲すに於ては、宜しく其方法を選ばざる可からず、室内に於て碁を圍み骨牌を弄するが如きは、強ちに不可なりと云ふにあらざれども、是れ畢竟諸君が精神を養ふの道にあらず、外に出て、劇場に臨み寄席に入るが如きは、學生の本分としては斷じて不可なり。總て是等の娛樂は、境遇に依りては、眞に己れの心神を慰むるに足るべしと雖も、身未だ學窓に在るの諸君に於ては、假令一時は心に快感を覺ゆるも、禍のやがて脚下より生じ來るを如何せむ、趣味の津々たるありて、精神の疲弊を慰藉するに充分なるものありと雖も、學生に取りて危險の分子を含むに於ては、諸君は決してこれに近づかざるを得策とす。

## ○公園の散策

學生諸君が、精神の休養を爲すに最適切なるは散策に在り、由來東京市中には、

公園の數尠ならず、又其の近郊には、遠足に適する處あり。諸君は、日曜の休暇に際して、遠く小金井に櫻を狩り、王子瀧の川に紅葉を賞するなど、常に運動に心がけて、健康を保たること肝要なるべし。

上野公園	麴町公園	飛鳥山公園
淺草公園	深川公園	道灌山公園
芝公園	坂本町公園	湯島公園
愛宕山公園	根津公園	日比谷公園

其他各區到る處、名刹古寺を歴訪し、縁起を尋ね、由來を聞き、昔を偲ぶも可なり。總て散歩は心を暢べ、生を養ふに於て、大に効あるものなる事は、今更喋々を待たざるべし。

## ○博物館及遊就館

上野公園には帝室博物館、美術展覽會、動物園ありて、各種の珍奇を蒐集し、舊聖堂の構内には教育博物館ありて、教育上有益の資料をあつめ、小石川には帝國大學の植物園ありて、世界各地の植物を栽培し、九段坂上には遊就館ありて、廣く古今の武器を陳列しあれば、時に諸君はこゝに遊び、以て勤學の勞を慰せらるゝ亦妙なるべし。

- 東京帝室博物館
- 動物園
- 東京教育博物館
- 東京帝國大學附屬植物園
- 遊就館
- 上野公園
- 上野公園
- 本郷湯島三丁目
- 小石川白山御殿町
- 九段坂上靖國神社境内
- 古今の武器
- 美術品、工藝品、天産物等
- 生活せる動物
- 教育に關する諸品
- 諸種の植物

新聞雜誌  
縦覽所

新聞雜誌 縦覽所

市中には到る處、新聞雜誌の縦覽所あるも、殊に學生の數多ければ多き程其近街に多數を占むるなり、即ち神田、本郷は其最たるものにして、其間に大小幾何の差異こそあれ、皆各種の新刊物、日刊月刊の新聞雜誌、狭きは市内の範圍に限り、廣きは地方の出版さへも網羅せるを以て、多忙なる諸君に取りては、僅かなる時間と金とを費したるのみにて、其日其日の出來事より、世界の大事勢を詳知し得るの便あり、讀書に倦み來りて頭腦の疲勞を感じたる時、走りて近所の縦覽所に入り、珈琲一椀、牛乳一カップ、靜かに眼を新聞雜誌上に馳らす時、實に云ふ可からざる精神の慰藉を感じん也。然れども新聞縦覽所てふ名稱の下には、名をそれに藉りて往々よからぬ媒介をなすものある故、諸君はなるべく此等の不都合なる縦覽所を避けざる可からず。

徴兵の  
注意

第八章 徴兵の注意

宿所の選定、衛生上の注意等に就ては、諸君も既に其一斑を會得せられたるなるべし、然れども尙ほ多くの諸君の(女子を除く、考慮を煩はさざるべからざる事あり、徴兵との關係これなり。兵役に服することは日本帝國臣民にして、満十七歳より満四十歳迄の男子の義務なれば、之を忌避するが如きは賤夫も敢てせざる所なり、されど諸君の境遇は、専ら學問を推究するにあり、此際直ちに兵役に服することは諸君が勤學の上に多くの障害なきにあらず、故に徴兵令に於ても諸君の爲めに種々の特典を與へられたり、諸君は此特典に依りて或は徴集の猶豫をうけ、或は一年志願兵たることを得べし、然れども徴兵令に通ぜざる時は、種々なる行違などの爲めに困難することも尠からざれば、左に改正徴兵令を掲げて諸君の参考に供せん。



## ○改正徴兵令

## 第一章 總 則

- 第一條 日本帝國臣民にして満十七歳より満四十歳迄の男子は總て兵役に服するの義務あるものとす
- 第二條 兵役は分つて常備兵役後備兵役補充兵役及び國民兵役とす
- 第三條 常備兵役は現役及び豫備役とす
- 現役は陸軍は三箇年海軍は四箇年にして満二十歳に至りたるもの之に服し豫備役は陸軍は四箇年四箇月海軍は三箇年にして現役を終りたる者之に服す
- 第四條 後備役は陸軍は十箇年海軍は十五箇年にして常備兵役を終りたる者之に服す
- 第五條 補充兵役は陸軍に在りては十一箇年四箇月海軍に在りては一箇年にして其の年所要の現役兵員に超過する者の中所要の人員之に服す
- 第六條 國民兵役は分て第一國民兵役第二國民兵役とす第一國民兵役は陸軍に在りては後備兵役又は召集せられたる補充兵にして其の役を終りたる者海軍に在りては後備兵役を終りたる者之に服し第二國民兵役は常備兵役後備兵役補充兵役及第一國民兵役に在らざる者之に服す
- 第七條 各兵役の期限既に満つると雖も戦時或は事變に際するるとき若くは臨時に演習又は觀兵の舉あるとき若くは航海中或は外國駐劄中は其期を延すことあるべし
- 第八條 重罪の刑に處せられたるものは兵役に服することを許さず

## 第二章 服 役

第九條 陸軍現役兵及補充兵は毎年所要の人員に應じ壯丁の身材發能職業に従ひ歩兵騎兵砲兵工兵輜重兵及職

- 工及雜卒に區別し抽籤の法に依り當籤の者を以て之に充つ
- 海軍現役兵及補充兵は海軍所要の人員に應じ沿海地方及島嶼の壯丁を調査し海軍に適する職業に従ひ水兵火夫職工及雜卒に區別し抽籤の法に依り當籤の者を以て之に充つ但し海軍志願兵徵募規則に依り服役する者は本令の限にあらざ
- 警備隊を置きたる島嶼の壯丁(近衛師團に編入するものを除く)は總て之を警備隊に充て其地に於て服從せしむ但在營期限は一箇年以内とす
- 第十條 雜卒の現役期限は其職務に依り之を短縮することあるべし但し常備兵役の全期は之を減ずることなし
- 第十一條 抽籤番號の順序に由り其年の補充兵役所要員に超過する者は國民兵役に服せしむ
- 第十二條 二十歳に至らずと雖も満十七歳以上の者は志願に由り現役に服することを得
- 第十三條 満十七歳以上二十八歳以下にして官立學校(小學校及撰科等の別科を除く)府縣立師範學校中學校若くは文部大臣に於て中學校の學科程度と同等以上と認めたる學校若くは文部大臣の認可を経たる學則に依り法律學政治學理財學を教授する私立學校の卒業證書を所持し若くは陸軍試験委員の試験に及第し服役中食料被服裝具等の費用を自辨し豫備後備將校たる冀望を有する者は志願に依り一箇年間陸軍現役に服することを得但し費用の全額を自辨し能はざるの證ある者には其幾部を官給することあるべし
- 一年志願兵の豫備後備役年期は勅令を以て之を定む
- 満十七歳以上満二十八歳以下にして官立府縣立師範學校の卒業證書を所持し官立公立小學校の教職に在る者は六週間陸軍現役に服せしむ其服役に關する費用は官給とす
- 前項の現役を終りたるものは直ちに國民兵役に服せしむ
- 第三項又は第四項に依り服役中の者にして満二十八歳迄に其教職を罷むる者は抽籤の法に依らずして更に二箇年間陸軍現役及び常例の豫備後備役に服せしむ但し第一項に依り一年志願兵を志願するものは此限にあら

第十四條 禁錮の刑に處せられ若くは賭博犯に由り懲罰に處せられたるものは一年志願兵たることを許さず

第十五條 現役中殊に勤務に熟し品行方正なるものは歸休を命ずることあるべし

第十六條 豫備兵役後備兵役は戦時若くは事變に際し之を召集す平常に在ては毎年一度六十日以内勤務演習の爲め之を召集し又毎年一度簡閱點呼をなす

第十七條 陸軍補充兵及海軍補充兵は現役の補缺に充て又戦時若くは事變に際し之を召集す但陸軍補充兵を以て現役兵の補缺に充つるは其服役の初年に限る

第十八條 國民兵は戦時若くは事變に際し後備兵を召集し仍ほ兵員を要するときに限り之を召集す

### 第二章 免役延期及猶豫

第十九條 兵役を免ずるは廢疾又は不具等にして徴兵検査規則に照し兵役に堪へざる者に限る

第二十條 左に掲ぐるものは徴集を延期す次年に於て猶徴集に適せざるものは國民兵役に服せしむ

第一 體格完全且強壯なるも身幹未だ定尺に満たざる者

第二 疾病中又は病後にして勞役に堪へざる者

第二十一條 公權の剝奪若くは停止を附下すべき重罪の爲め訊問若くは拘留中の者は徴集を延期す

第二十二條 徴集に應ずるときは其家族自活し能はざるの確證あるものは本人の願に由り召集を延期す其事故三箇年を過ぐるも仍ほ止まざるものは國民兵役に服せしむ但し分家又は絶家廢家再興の故を以て本條に當る者其他自活し能はざる事故を作爲したるものは其願を許可せず

第二十三條 第十三條第一項に掲ぐる學校に在校のものは本人の願に由り滿二十八歳迄徴集を猶豫す其事故滿二十八歳迄に止み又は二十八歳を過ぐるも仍ほ止まざるものは抽籤の法に依らずして之を徴集す但第十一條

第一項に依り一年志願兵を志願するもの及び第十一條第三項に依り服役する者は此限にあらざ

外國に在る者(朝鮮國に在る者を除く)は本人の願に依り徴集を猶豫す滿三十二歳迄に歸朝するものは抽籤の法に依らずして之を徴集し三十二歳を過ぐるものは國民兵役に服せしむ但第十三條第一項に依り一年志願兵を志願するものは此限にあらざ

第二十四條 餘人を以て代ふべからざる職務を奉ずる官吏及市町村長助役及收入役は豫備兵役後備兵に在ると陸軍補充兵に在るとを問はず勤務演習簡閱點呼の爲め召集することあるべし

法律を以て設立したる議會の議員其開會中亦同し

### 第四章 雜 則

第二十五條 毎年一月より十二月迄に滿二十歳となるものは其年の一月一日より同月三十一日迄に又第二十三條第一項に當るものにして二十八歳迄に事故止み同條第二項に當るものにして三十二歳迄に歸朝したる者は十四日以内に書面を以て(戸主にあらざる者は其戸主より)本籍の市町村長に届出づべし但二十歳未滿にして現役を終へたる者又は現役中の者は本條の届出をなすに及ばず

第二十六條 徴集は本籍所在の徴募區に於てするものとす

第二十七條 疾病又は犯罪等の爲め期限に際し入營し難きものは翌年之を徴集す

第二十八條 兵役を免れん爲め身體を毀損し疾病を作爲し其他詐偽の所爲を用ひ又は逃亡若くは潛匿したる者又は正當の事故なく身體検査を受けざるものは抽籤の法に依らずして之を徴集す

第二十九條 服役年期の計算は現役豫備役補充役及び海軍後備役に在ては各其役に就く年の十二月一日(第十三條第三項に依り服役する者の現役年期の計算は別に勅令を以て規定する月日より起算す)より陸軍後備役に在ては其役に就年の四月一日より起算す但第七條に依り延期したる者と雖も服役年限の延期せざるものと

同じ

現役中禁錮の刑に處せられ又は逃亡したる者其刑中及逃亡中の日數は現役年間に算入せず其豫備役年間は現役を終る年より起算し陸軍に在ては第六年目の三月三十一日迄海軍に在ては第五年目の十一月三十日迄とす但第十條に依り現役年数を短縮したるものは其現役を短縮したる場合に於ける豫備役年間に應じ本項に準じて計算す

豫備役後備役及補充役中犯罪の爲め又は正當の事由なくして召集を缺きたる者其召集を缺きたる年は服役年間に算せず

### 第五章 罰 則

第三十條 第二十五條の届出をなさざる者正當の事故なくして身體の検査を受けざる者は三圓以上三十圓以下の罰金に處す

第三十一條 兵役を免れんが爲め逃亡し又は潜匿し若くは身體を毀損し疾病を作為其他詐偽の所爲を用ゐたるものは一月以上一年以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

### 第六章 附 則

第三十二條 本令は明治二十二年一月より施行す但第二十五條の届出期限は明治二十二年に限り三月一日より同月十五日迄とす

第三十三條 本令は北海道に於て函館江差福山の外及び沖繩縣並東京府管下小笠原島には漸を以て之を施行す其時期區域及び特に徴集を免除し若くは猶豫すべきものは勅令を以て之を定む

第三十四條 本令中市町村長とあるは市制町村制を實施する迄の間戸長のこととす

第三十五條 現今陸軍豫備役に在る者は服役年限は第三條に依る其後備役に在るものは常備役年数を通じて十二箇年四箇月とす

第三十六條 舊令第十七條に依り徴集猶豫に屬したるものは徴集を延期し其事故七箇年を過ぐるも仍ほ止まざるときは國民兵役に服せしむ

第三十七條 舊令第十八條第二項に依り徴集猶豫に屬したるものは徴集を延期し其事故七箇年を過ぐるも仍ほ止まざるときは國民兵役に服せしむ

第三十八條 舊令第十八條第七項及第二十一條に依り徴集猶豫に屬したるものは徴集を延期し事故七箇年を過ぐるも仍ほ止まざるときは國民兵役に服せしむ

第三十九條 舊令第十八條第三項の生徒にして第一豫備徴員となり仍ほ在校の者は該徴員たることを止め滿二十八歳迄徴集を猶豫し其事故二十七歳を過ぐるも仍ほ止まざるときは國民兵役に服せしむ

第四十條 第三十六條第三十七條第三十八條及び第三十九條に掲ぐる者其事故各其本條の期限内に止みたるときは抽籤の法に依り徴集す但一年志願兵を志願することを得

第四十一條 舊令第十八條第三項若くは第十九條に依り徴集猶豫に屬し在校のものは其事故八箇年以内に止みたるとき又は八箇年を過ぐるも仍ほ止まざるときは抽籤の法に依り徴集す但一年志願兵を志願することを得

第四十二條 舊令第三十條に依り補充兵となりたる者は之を豫備徴員となし一箇年(明治二十一年十二月一日より起算す)徴集せざるものは國民兵役に服せしむ

第四十三條 舊令第三十一條に依り第一豫備徴員と爲り在校せざる者及び舊令第三十二條に依り第二豫備徴員と爲りたる者は直に國民兵役に服せしむ補充員より第一豫備徴員となりたる者亦同じ

第四十四條 明治十二年第四十六號布告徴兵令に依り國民軍の外免役又は平時免役若くは徴集猶豫に屬したるものは直に國民兵役に服せしむ

第四十五條 舊令第八條に依り海軍兵と爲りたるもの、服役期限は同令第三條及び第四條に依る

第四十六條 第三十六條第三十七條第三十八條に掲ぐる徴集猶豫の者其事故各其本條の期限内に止みたるときは三ヶ月以内に本籍の市町村長に届出づべし

第十三條第三項又は第四項に依り服役中の者にして滿二十八歳迄に其教職を止むるものは三日以内に其本籍の市町村長に届出づべし  
第一項及第二項の届出を爲さざる者及本令施行前舊令第三十五條第三十六條の届出をなさずして本令施行後に於て發覺する者は本令第三十條に依り處分すべし

附 則

此の法律は明治二十八年四月一日より施行す但現今の豫備員は従前の規定に依る

進みて高尚なる事を爲せ、終日徒らにそを夢み思ふこと勿れ。かくして其生涯と最後と永遠とを美はしき大なる詩篇たらしめよ。  
キンダスレー  
吾人の血は家族のために、友のために、神のために、國のために、人類のために流さる。其他は虚譽なり、罪惡なり。  
スーロ

下 篇 各 學 校 の 規 則

第 一 章 官 立 諸 學 校

東 京 帝 國 大 學

本 部	電話 下谷四六番	本郷區元富士町一
法 科 大 學	電話 下谷三二番	
醫 科 大 學	電話 下谷三六番	
工 科 大 學	電話 下谷三三番	
文 科 大 學	電話 下谷三四番	
理 科 大 學	電話 下谷三五番	
農 科 大 學	電話 新橋三〇番	荏原郡上目黒村駒場

東京帝國大學は、國家の須要に應ずる學術技藝を教授し、及其蘊奥を攻究するを以て目的とし、大學院及分科大學を以て構成す。大學院は學術技藝の蘊奥を攻究し、分科大學は學術技藝の理論及應用を教授する所とす。  
分科大學は、法科大學、醫科大學、工科大學、文科大學、理科大學、農科大學とす。分科大學の學科を卒へ、定規の試験を経たる者には卒業證書を授與し、分科大學の卒業生若くは之と同等の學力を有する者にして大學院に入り、學術技藝の蘊奥を攻

究し、定規の試験を経たる者には學位を授與す。學位は法學博士、醫學博士、藥學博士、工學博士、文學博士、理學博士、農學博士、林學博士、及獸醫學博士の九種とす。

分科大學の學科及授業科目は左の如し。

### ▲法科大學

#### 學科及授業科目

本學に左の二學科を設く

#### 第一 法律學科 第二 政治學科

法律學科及政治學科の授業科目は必修科目、選擇科目の二種とす。

#### 法律學科

#### 必修科目

○憲法○民法○商法○民事訴訟法○刑法○刑事訴訟法○行政法○國際公法○國際私法○法制史○羅馬法

○英吉利法

○佛蘭西法ノ中一科目○法理學

○獨逸法

#### 選擇科目

○經濟學○比較法制史○破産法

#### 政治學科

#### 必修科目

○憲法○經濟學○財政學○統計學○國法學○政治學○行政學○國際公法○民法○商法○刑法總論

#### 選擇科目

○經濟史○政治史○法制史○比較法制史○經濟學史○外交史○國際私法○法理學

選擇科目は法律學科に在りては一科目以上、政治學科に在りては四科目以上を選ばしむ。

各學科講義の外別に演習科を置き、受持教員の見込を以て、談話、問答、質疑、論文等に依り學生を訓導す。但演習科を設くべき科目は教授會の議決に依る。

各學科學生は隨意科として他の學科又は他の分科大學の講義を聽聞することを得。但他の分科大學の講義を聽聞せんと欲するものは、法科大學長及當該分科大學長の許可を受くることを要す。隨意科目の試験は其受持教員の許可あるときに限り之を受くることを得。



第一、土木工學科 第二、機械工學科 第三、造船學科 第四、造兵學科 第五、電氣工學科 第六、建築學科 第七、應用化學科 第八、火藥學科 第九、採鑛及冶金學科

### 土木工學科

#### 第一年

○數學○應用力學○熱機關○建築材料○製造冶金學○地質學○石工學○橋梁○道路○測量○計畫製圖及實習

#### 第二年

○河海工學○鐵道○橋梁○衛生工學○水力學○機械製造法○工藝經濟學○計畫及製圖○實地演習

#### 第三年

○河海工學○市街鐵道○水力機○地震學○土木行政法○家屋構造○測地學○電氣工學大意○計畫及製圖○實地演習○卒業計畫

### 機械工學科

#### 第一年

○數學○力學○應用力學○熱機關○機械學○水力學○機械製造法○造船學大意○應用力學製圖及演習○計畫製圖及實驗○造船計畫及製圖

#### 第二年

○蒸氣及熱力學○機械幾何學及機械力學○船用機關○紡織○機關車○造船學大意○水力機○電氣工學大意○製造冶金學○家屋構造○工藝經濟學○計畫製圖及實驗○電氣工學實驗○實地演習

#### 第三年

○特別講義○實地演習○卒業計畫及論文

### 造船學科

#### 第一年

○數學○力學○應用力學○熱機關○機械學○機械製造法○製造冶金學○水力學○造船學○應用力學製圖及演習○計畫及製圖○船用機關計畫及製圖

#### 第二年

○造船學○蒸氣○船用機關○水力機○電氣工學大意○工藝經濟學○計畫及製圖○實地演習

#### 第三年

○造船學○計畫及製圖○實地演習○卒業計畫及論文

### 造兵學科

#### 第一年

○數學○力學○應用力學○熱機關○機械學○火藥學○小銃及火砲○水力學○機械製造法○冶金學○應用力學製圖及演習○化學實驗○機械製圖

#### 第二年

○砲外彈道學○火藥學○彈丸○砲架及車輛○水雷○蒸氣○電氣工學大意○造船學大意○鐵冶金學○水力機○計

畫及製圖○實地演習

第三年

○水雷○製造冶金學○特別講義○射擊表編設○計畫及製圖○實地演習○卒業計畫及論文

電氣工學科

第一年

○數學○力學○應用力學○熱機關○水力學○機械學○電氣及磁氣○電氣及磁氣測定法○機械製圖○化學實驗○電氣及磁氣實驗○計畫及製圖

第二年

電信及電話○電燈及電力○發電機及電動機○電氣及磁氣測定法○電氣化學○蒸氣○水力機○家屋構造○計畫及製圖○電氣工學實驗○實地演習

第三年

○製造冶金學○發電機及電動機○電燈及電力○電氣工學實驗計畫及製圖○實地演習○卒業論文

建築學科

第一年

○數學○熱機關○應用力學○測量○地質學○透視畫法○應用規矩○建築材料○家屋構造○日本建築構造○建築意匠○建築歷史○日本建築歷史○測量實習○應用力學製圖及演習○自在畫○製圖及透視畫法實習○計畫及製圖

第二年

○衛生工學○水力學○美學○鐵骨構造○施工法○日本建築構造○裝飾法○建築意匠○自在畫○裝飾畫○日本建築計畫及製圖○計畫及製圖○實地演習

第三年

○製造冶金學○地震學○建築條例○自在畫○裝飾畫○計畫及製圖○實地演習○卒業計畫

應用化學科

第一年

○無機化學○有機化學○化學史○製造化學○冶金學○鑛物學○熱機關○機械學○水力學○應用力學○家屋構造○化學分析實驗○鑛物識別○計畫及製圖

第二年

○製造化學○電氣化學○冶金學○電氣工學大意○火藥學大意○化學分析實驗○工業分析實驗○計畫及製圖○實地演習

第三年

○製造化學○製造冶金學○試金術○製造化學實驗○試金實習○計畫及製圖○實地演習○研究及卒業論文

火藥學科

第一年

○數學○力學○應用力學○機械學○熱機關○火藥學○小銃及火砲○無機化學○有機化學○製造化學○水力學○化學分析實驗○機械製圖



## 第二年

○火藥學○砲外彈道學○彈丸○砲架及車輛○水雷○製造化學○電氣工學大意○製造冶金學○家屋構造○化學分析實驗○工學分析實驗○製造化學實驗○計畫及製圖○實地演習○

## 第三年

○水雷○特別講義○製造化學實驗○計畫及製圖○實地演習○卒業計畫及論文

## 採鑛及冶金學科

## 第一年

○鑛物學○地質學○採鑛學○冶金學○測量○鑛山測量○家屋構造○熱機關○機械學○應用力學○鑛物及岩石識別○化學分析實驗○測量實習○鑛山測量實習○計畫及製圖

## 第二年

○冶金學○鐵冶金學○採鑛學○撰鑛學○水力學○機械製造法○電氣工學大意○試金術○試金實習○吹管分析○鑛物及岩石識別○化學分析實驗○實地演習

## 第三年

○鑛床學○製造冶金學○鑛山法律○冶金實驗○工學實驗○採鑛計畫○冶金計畫○鐵冶金計畫○實地演習○卒業論文

## ▲文科大學

## 科目及授業規程

本學に哲學、史學、文學の三學科を置く。學生は入學の際其屬せんと欲する學科を届出づへし。

各學科に於ける科目は、必修科目、参考科目の二種とし、科目に依り演習科を設くることあるへし。

本學に於ける必修科目は左の如し。

○哲學概論○論理學及認識論○純正哲學○東洋哲學史○西洋哲學史○支那哲學○印度哲學○心理學○倫理學○宗教學○美學○教育學○社會學○宗教史○美術史○教育史○國史概説○國史○支那史概説○支那史○西洋史概説○西洋史○最近世史○史學研究法○年代學○古文書學○地理學○言語學○文學概論○國語學○國文學○支那語學○支那文學○梵語學○梵文學○英吉利語學○英吉利文學○獨逸語學○獨逸文學○佛蘭西語學○佛蘭西文學○古代語學(希臘語學、羅甸語學)○近西語學(朝鮮語學、アイヌ語學、伊太利語學、露西亞語學)○教育行政法○經濟學○統計學○精神病學○生理學○生物學○人類學

一科目一學年毎週約三時間を以て聽講單位とす、學生は必修科目参考科目を通して、一學年四單位以上を修むへし。

本學に開講する科目は毎學年の初めこれを揭示す、學生はこの揭示に依り、其學年

間に修めんとする必修科目参考科目を届出つるものとす。

### ▲理科大學

#### 學科課程

本學に左の八學科を設け、修業の期限を各三ヶ年とす。

第一數學科 第二星學科 第三理論物理學科 第四實驗物理學科 第五化學科  
第六動物學科 第七植物學科 第八地質學科

#### 數學科

##### 第一年

○微分積分○立體及平面解析幾何學○初等數學雜論○星學及最小二乘法○理論物理學初歩○理論物理學演習○數學演習

##### 第二年

○一般函數論及橢圓函數論○代數的曲線論○高等微分方程式論○整數論及代數學○力學○數學演習○物理學實驗

##### 第三年

○一般函數論及橢圓函數論○高等幾何學○代數學○高等微分方程式論○高等解析雜論○力學○變分法○數學講

究(隨意)

#### 星學科

##### 第一年

○微分積分○幾何學○數學演習○理論物理學初歩○理論物理學演習○星學及最小二乘法○物理學實驗

##### 第二年

○球面星學○理論物理學初歩○實地星學○星學實驗○力學○高等微分方程式論○一般函數論及橢圓函數論○光學○球函數論(隨意)○「ポテンシアル」(隨意)○應用力學(隨意)

##### 第三年

○力學○天體力學○天體物理學○星學實驗○一般函數論及橢圓函數論(隨意)

#### 理論物理學科

##### 第一年

○微分積分○數學演習○幾何學○理論物理學初歩○物理學演習○物理學實驗○星學及最小二乘法

##### 第二年

○高等微分方程式論○一般函數論及橢圓函數論○力學○理論物理學初歩○彈性力學○光學○熱力學○熱傳導論○球函數○「ポテンシアル」○物理學演習○物理學實驗

##### 第三年

○一般函數論及橢圓函數論(隨意)○力學○電氣磁氣學○電磁光論○音學○毛管論○氣體論○物理化學○物理學

演習○結晶學○地震學(隨意)○測地學(隨意)○氣象學(隨意)

### 實驗物理學科

#### 第一年

○微分積分○數學演習○幾何學○理論物理學初步○物理學演習○物理學實驗○星學及最小二乘法

#### 第二年

○力學○應用力學○物理學實驗法○理論物理學初步○彈性力學○光學○熱力學○物理化學○球函數○物理學演習○物理學實驗○化學實驗

#### 第三年

○電氣磁氣學○天體物理學○音學○毛管論(隨意)○應用電氣學○物理學實驗○星學實驗○地震學(隨意)○測地學(隨意)○氣象學(隨意)

### 化學科

#### 第一年

○無機化學○分析化學○微分積分(隨意)○微分積分演習(隨意)○物理學○物理學實驗○化學實驗

#### 第二年

○有機化學○化學量論○熱化學及光化學○電氣化學○應用化學○化學實驗

#### 第三年

○化學力學○應用化學○物理化學實驗法○特別講義○化學實驗

### 動植物學科

#### 第一年

○普通動物學○骨節學○動物學實驗○普通植物學○植物識別及解剖實驗○地質學○生理化學及實驗○礦物及岩石實驗

#### 第二年

○特別問題(隨意)○植物分類學○植物解剖及生理實驗○有脊動物比較解剖○組織學及發生學實驗○生理學○古生物學○臨海實驗

### 動物學科

#### 第三年

○特別問題○實地研究○寄生動物學○バクテリア學實驗○人類學

### 植物學科

#### 第三年

○植物生理學○植物學實驗○バクテリア學實驗

### 地質學科

#### 第一年

○地質學○礦物學○岩石學○普通動物學○骨骼學○動物學實驗○化學實驗○岩石學實驗○礦物學實驗○地質巡  
驗

第二年

○古生物學○古生物學實驗○晶像學○晶像學實驗○植物學○植物學實驗○物理學(隨意)○地理學○地質學實驗  
○地質巡驗○圖學實習

第三年

○地質學叢談○地質學及礦物學研究○礦床學○地理學○地震學(隨意)○人類學(隨意)○圖學實習

▲農科大學

本學に左の四學科を設け、修業の年限を各三ヶ年とす。

第一 農學科 第二 農藝化學科 第三 林學科 第四 獸醫學科

農學科

第一年

○地質學○土壤學○氣象學○植物生理學○植物病理學○動物生理學○昆蟲學○肥料○農藝物理學○經濟學○植  
物學實驗○動物學實驗○農藝化學實驗○農場實習

第二年

○作物○土地改良論○園藝學○畜產學○家畜飼養論○酪農論○養蠶論○法學通論○農業經濟○植物學實驗○動

物學實驗○農學實驗

第三年

○作物○農產製造學○農業經濟○獸醫學大意(林學大意(隨意)○養魚論(隨意)○農政學○財政學○昆蟲生理  
(隨意)○農學實驗○卒業論文

農藝化學科

第一年

○有機化學○分析化學○地質學○土壤學○氣象學○植物生理學○動物生理學○肥料○農藝物理學○經濟學(隨  
意)○農藝化學實驗

第二年

○作物○土地改良論○生理化學○醱酵化學○家畜飼養論○酪農論○養蠶論(隨意)○農業經濟○農藝化學實驗

第三年

○化學原論○作物○農產製造學○食物及嗜好品○農業經濟○農政學(隨意)○農藝化學實驗○卒業論文

林學科

第一年

○森林數學○地質學及土壤學○氣象學○森林物理學○最小二乘法及力學○森林植物學○植物生理學○森林動物  
學○林學通論○森林測量○造林學○經濟學○植物學實驗○動物學實驗○森林測量實習○造林學實習○實地演習

第二年

○森林數學○樹病學○森林化學○森林利用學○森林道路○造林學○森林保護學○森林經理學○森林管理○法學  
通論○森林法律學○林政學○財政學○森林理水及砂防工○林學通論○森林化學實驗○造林學實習○森林道路實  
習

### 第三年

○森林利用學○造林學○森林經理學○森林法律學○林政學○養魚論(隨意)○農學大意(隨意)○狩獵術(隨意)○  
實地演習○卒業論文

### 獸醫學科

#### 第一年

○解剖學○生理學○組織學○病理通論○外科手術學○蹄鐵法○解剖學實習○組織學實習○蹄鐵法實習

#### 第二年

○解剖學○生理學○家畜飼養論○酪農論○病理通論○藥物學○外科學○內科學○病體解剖學○寄生動物學○蹄  
病論○乳肉検査法○調劑法實習○解剖學實習○外科手術實習○蹄鐵法實習○家畜病院實習及内外科診斷法

#### 第三年

○畜産學○病體解剖學○寄生動物學○皮膚病論○馬學○動物疫論○産科學○眼科學○衛生學○胎生學○獸醫警  
察法○法醫學○細菌學○病體解剖學實習○病體組織學及細菌學實習○乳肉検査法實習○家畜病院實習及内外科  
診斷法

學年は、九月十一日に始まり、翌年七月十日に終る。冬期休業は十二月二十五日よ  
り一月七日に至る二週間とし、春期休業は四月一日より同七日に至る一週間とし、  
夏期休業は七月十一日より九月十日に至る二ヶ月間とす。

入學の期は、毎學年の始め一回とす、高等學校大學豫科を卒業したる者は、其志  
望學科の屬する分科大學へ入學を許可し、法科大學の外は第一年級に編入す。

入學志望者の數、分科大學各學科設備上豫定の人員に超過するときは、其人員超  
過の學科志望生に限り假入學を許し、更に大學豫科中の課目に就き、競争試験を受  
けしめて入學者を定む。但競争試験の結果入學することを得ざりし者、次の入學期  
に於て當初志望の學科に入學を請ふ時は該入學期の入學志願者に先ち試験を須むず  
入學を許可す、尤其人員のみにて豫定の人員を超過するときは、競争試験評點の高  
きものより順次入學せしめ、殘餘の人員は逐次後の入學期に於て同一の手續きに依  
り入學を許可す。而して志願者缺乏あるときは、文部大臣に於いて大學豫科と同等  
以上の學科程度を具備するものと認むる學校を卒業したる者、又、分科大學に於て若  
くは、分科大學の通告により、高等學校に於いて試験を行ひ、大學豫科卒業者と同  
等の學力ありと認定したるものは、同じく入學を許す。

入學を願ふ者は、大學に於て規定せる書式に準じ、六月十五日までに分科大學長に願出づべく、入學試験を要する者は、受験料五圓を納むべし。既に入學の許可を得たる者は、總て入學料金二圓を納め、宣誓式を行ひ、學生簿に記名し、且正副保證人より規定の書式に準じ、在學證書を差出すべし。但保證人は、成年にして、其一人は父兄、父兄なきものは親戚、他の一人は東京府内に住居し、土地若しくは家屋を有するもの、又は大學に於て適當なりと認むる者に限る。

授業料は、各分科大學共一學年金參拾五圓とす。但工科大學學生々徒は用品料として一學年金拾圓を納めしむ。其納期及金額左の如し。

第一期(九月より十二月に至る) 授業料金拾 四 圓 用品料金四圓

第二期(一月より三月に至る) 授業料金拾圓五拾錢 用品料金參圓

第三期(四月より六月に至る) 授業料金拾圓五拾錢 用品料金參圓

大学院學生は、授業料及用品料を納むるを要せず。

各分科大學卒業生は、其學科に隨ひ、法學士、醫學士、藥學士、工學士、文學士、理學士、農學士、林學士、獸醫學士と稱するを得。元工部大學卒業生にして、爾來學修せる事業に従ふものは、東京帝國大學總長の認可を経て、工學士と稱するこ

とを得。

研究科は、分科大學卒業生、若しくは之と同等以上の學力あるものにして、其專攻の學科を更に研究するもの、爲め、醫科大學、文科大學及理科大學に之を設く。研究の期限は、二箇年以内とす。但、願に依り延期することあるべし。研究學生は入學願書と同時に受験料金貳拾圓を納むべし。而して研究學生は保證人を要せず、又授業料を納むるを要せず。

各分科大學課程中、一課目又は數課目を選びて專修せんと欲し、入學を願出づるときは、各級正科生に缺員あるときに限り、每學年の始に於て、選科生として之を許可す。選科生は年齢十九年以上にして、選科主管の教授其學力を試問し、所選の課目を學習するに堪ふると認むる者に限り、其入學を許可するものとす。選科生は英佛獨の語學を選ぶことを得ず。授業料は正科に同じ。

學術優等品行方正なる學生を選びて、各分科大學の特待學生と爲す。特待學生は每學年末、其學年試業の成績に依り、東京帝國大學總長の許可を経て、各分科大學長之を定む。特待生は授業料を徴收せず。

貸費は、分科大學貸費及寄附貸費の二種とし、分科大學生にして、特別保護を要

する學術を修め、學力優等品行方正にして、學費支辨の途なきものは、年額百二十圓以内を貸付するものとす。寄附貸費は寄附者の指定に従ふ分科大學々生に貸附するものとす。貸費を受けたる者、卒業したるときは、卒業後六ヶ月を経過したる日より起算し、貸費を受けたる月數に均しき期限以内に於て、之を月賦返納すべし。但、寄附貸費には一箇年六分の利子を附すべし。

本大學は文部省の主管に屬し、現任總長は理學博士山川健次郎にして、理學博士松井直吉、工學博士渡邊渡、理學博士箕作佳吉、文學博士井上哲次郎、法學博士穗積八束、理學博士櫻井錠二、醫學博士高橋順太郎、文學博士坪井九馬三、法學博士岡野敬次郎、醫學博士青山胤通、工學博士三好晉六郎、農學博士本田幸介等十二名を評議員とし、二百五十餘名の教授、外國教師、助教、講師を以て、四千八十九名の學生生徒を養成す。

## 學習院

(四谷區尾張町)  
電話番町二六〇

本院は専ら 天皇陛下の聖旨に基き、華族の青年子弟に相當せる教育を施す所にして、教育の要領は、入學の生徒をして天賦の機能を十分に暢達せしめ、我國の貴族たる本分を盡すに足るべき材徳を十分養成するに在り。

學科を區別して、初等學科、中等學科、高等學科、海軍豫科の四學科とす。

修業年限は初等學科六ヶ年、中等學科六ヶ年、高等學科三ヶ年、通計十五ヶ年にして、尙海軍豫科は三ヶ年とす。

入學の期は、前學年の終、即夏季休業中を例規とす。

本院は宮内大臣の主管に屬し、現任院長は男爵菊地大麓なり。

### 華族女學校

(麴町區永田町二丁目)  
電話新橋七六二

本校は 皇后陛下の令旨に依り、華族の爲めに建てられたる女學校にして、教育の要領は、彝倫を本として知識を發達せしめ、高尚の性情と健康の身體とを以て、上流の賢母良妻たるべき者を陶冶するに在り。  
教科を大別して、小學科、中學科とし、更に小學科を小分して、初等小學科、高等小學科とし、中學科を小分して、初等中學科、高等中學科として、左の普通學諸科を教授す。

修身、國文、漢文、歐語、地理、歴史、數學、理科、家事、習字、圖畫、手藝、音樂、體操

修業年限は、初等高等小學科は各三ヶ年、初等高等中學科は各三ヶ年にして、通計十二ヶ年の課程とす。

本校は、宮内省の所轄に屬し、現任學校長は細川潤次郎にして、下田歌子學監たり。

### 東京高等師範學校

(小石川區大塚窪町)  
電話番町七一六

本校は師範學校、中學校、高等女學校の學校長及教員たるべき者を養成し、兼て普通教育の方法を研究するを以て目的とす。

學科を分ちて豫科、本科、研究科とす。

豫科の科目は倫理、國語、漢文、英語、數學、論理、圖畫、音樂、體操とす。

但し一部の生徒には圖畫、音樂の一科目又は二科目を缺き、其每週教授時數を、他の學科目の每週教授時數に加ふることを得。

本科を分ちて、國語漢文部、英語部、地理歴史部、數物化學部、博物學部の五部とす。

國語漢文部の科目は倫理、心理學及教育學、國語、漢文、英語、歴史、哲學、言語學、體操とす。但し隨意科目として獨語、音樂の一科目、若くは二科目を加ふ。

英語部の科目は倫理、心理學及教育學、國語及漢文、英語、歴史、哲學、言語學、體操とす。但し隨意科目として獨語又は佛語、音樂の一科目、若くは二科目を加ふ。

地理歴史部の科目は倫理、心理學及教育學、地理、歴史、法制經濟、國語及漢文、



科目	學期		
	第一學期	第二學期	第三學期
倫理	一人倫道德の要旨	一全上	一全上
國語	三講讀、作文、文法	三全上	三全上
漢文	三講讀	三全上	三全上
英語	一〇講讀、文法、作文、會話、書取	一〇全上	一〇全上
數學	四算術、幾何學	四代數學、幾何學、三角法	四全上
論理	二演繹法	二歸納法	二方法學
圖畫	二臨生畫	二投影法、大要、照鏡法、大要、黑板畫練習	二水彩畫
音樂	二聲樂練習及理論	二全上	二全上
體操	三普通體操及遊戲兵式訓練	三全上	三全上
合計	三〇	三〇	三〇

英語、體操とす。但し隨意科目として獨語、音樂の一科目、若くは二科目を加ふ。數物、化學部の科目は倫理、心理學及教育學、數學、物理學、化學、天文氣象、英語、圖畫及手工、體操とす。但し隨意科目として獨語、音樂の一科目、若くは二科目を加ふ。

博物學部の科目は倫理、心理學及教育學、植物學、動物學、生理學及衛生、礦物學及地質學、農學、英語、圖畫、體操とす。但し隨意科目として獨語、音樂の一科目、若くは二科目を加ふ。

研究科の科目は本科各部に置く所の科目とし、教授の指導により所選の學科を研究せしむ。

修業年限は豫科一箇年、本科三箇年、研究科一箇年乃至二箇年とす。

學年は四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。學年を分ちて三學期とす、

第一學期は四月十六日より七月十日に至り、第二學期は九月十一日より十二月二十

四日に至り、第三學期は一月八日より三月三十一日に至る。

豫科の學科課程及每週授業時數は左表に依る。

學及心理學	倫理學	科學	學期	第一學年	第二學年	第三學年
二心理學	二倫理學	數時週每	期學一第			
二全上	二全上	數時週每	期學二第			
二全上	二全上	數時週每	期學三第			
三教育學	二倫理學	數時週每	期學一第			
三全上	二全上	數時週每	期學二第			
三教育史	二全上	數時週每	期學三第			
五教育法	二倫理學	數時週每	期學一第			
五教育法	二全上	數時週每	期學二第			
			期學三第			

本科 英語部

第三學年第三期に於て實地 業を課す

隨意科目獨語、音樂

合計	體操	言語學	哲學	歷史
二七	三			三國史
二七	三全上			三全上
二七	三全上			三全上
二八	三			三東洋史
二八	三全上			三全上
二八	三全上			三全上
二七	二	三	二	
二七	二全上	三全上	二全上	

英語	漢文	國語	學及心理學	倫理學	科學	學期	第一學年	第二學年	第三學年
五講讀	六講讀	六作文講讀	二心理學	二倫理學	數時週每	期學一第			
五全上	六全上	六全上	二全上	二全上	數時週每	期學二第			
五全上	六全上	六全上	二全上	二全上	數時週每	期學三第			
三講讀	七文學史	七作文講讀	三教育學	二倫理學	數時週每	期學一第			
三全上	七全上	七全上	三全上	二全上	數時週每	期學二第			
三全上	七全上	七作文講讀	三教育史	二全上	數時週每	期學三第			
	七講讀	六文學史	五教育法	二倫理學	數時週每	期學一第			
	七全上	六全上	五教育法	二全上	數時週每	期學二第			
						期學三第			

本科 國語漢文部

一部の生徒には圖畫音樂の二科目又は二科目を缺き其每週教授時數を他の學科目の每週教授時數に加ふることを得  
 本科各部の學科課程及每週授業時數は左表に依る。









國語 講讀 文法  
 英語 講讀 文法  
 數學 代數學 幾何學 三角法 解析幾何學 微分 積分  
 物理 力學 物性學 音學 熱學 光學 電氣學 磁氣學 實驗  
 化學 總論 無機化學 有機化學 理論及物理化學 實驗  
 手工 木工 金工  
 體操 體操及遊戲 兵式訓練

修身教育專修科

倫理 實踐道德 倫理學 西洋倫理學史 東洋倫理學史  
 教育學 教育の理論及應用 教育史 各科教授法 學校衛生 教育法令 教授練習  
 心理學及論理學 普通心理及論理 實驗心理  
 國語 講讀 文法 作文  
 漢文 講讀  
 英語 講讀 文法 作文  
 哲學 哲學概論  
 法制經濟 法制總論 公法 國際法 私法 經濟總論 生產 交換 分配 消費  
 獨語 講讀 文法  
 體操 普通體操及遊戲 兵式訓練  
 隨意科 音樂

英語專修科

倫理 人倫道德の要旨  
 教育 教育の理論及應用 教授法 教授練習  
 國語漢文 講讀 文法 作文  
 英語 講讀 文法 作文 會話 文學史  
 歷史 西洋史  
 體操 普通體操及遊戲 兵式訓練  
 隨意科 獨語 音樂

數學專修科

倫理 人倫道德の要旨  
 教育 教育の理論及應用 教授法 教授練習  
 國語 講讀 普通文法及作文  
 英語 講讀  
 數學 算術 代數學 幾何學 三角法 解析幾何 微分積分測量 力學  
 物理學 物性 音 熱 光 電氣 磁氣  
 簿記 單式及複式簿記  
 體操 普通體操及遊戲 兵式訓練  
 隨意科目 音樂 天文學

師範學校、中學校、高等女學校教員たるの志望を有する者にして、本科各部中の一科目、若しくは數科目を選ひて學修せんとする者あるときは、教授上差支なき場

合に限り各部の撰科生徒として入學を許可す。

英語部の英語、地理歴史部の地理、歴史、法制、經濟、數物化學部の數學、物理學、化學、博物學部の植物學は、各其一科目を選ふことを得。

各部中の倫理、哲學、國語漢文部にありては國語、漢文、博物學部にありては動物學、生理學及衛生又は礦物學及び地質學、農學は併せ選ふものとす。

撰科生徒は何等の科目を選ぶに拘らず、心理學及教育學を兼修することを要す。撰科生徒は心理學及教育學及び所選の科目に就き、本科生徒と同じく課業を受くるものとす。

在學期限は三箇年とす、但し法制經濟を選ぶものは二箇年とす。

撰科生徒は學年の始めに入學せしめ、其學科の種類及び生徒の員數は募集の都度之を定む。撰科の入學試験科目は、試問及び所選科目の外豫科修了の程度に依れる國語漢文及び英語の三科目とす。

本校入學志望者心得左の如し。

#### 入學試験に關すること

當校生徒は通例一定の資格を有する者に就きて、試験を施し選抜する者なれども、各自従前の修業區々其途を

異にするよりして、本校の期望に合せざる者多し、仍て茲に豫め入學試験の科目及び程度を定め、以て入學志望者の指針となす。

一豫科入學試験の科目は、試問、國語、漢文、英語、數學、地理、歴史、理科とす。

試問は教育に關する二三の問題を出して之に答へしめ、平素思想の傾向及び精粗を試むる者とす。

國語は文法、解釋及び作文を含み、就中文法は其全體に通じ特に普通文に於ける應用を能くするを要し、解釋は普通文に就きて簡明に其意義を説述し得ることを要し、又作文は迅速精確に普通文を作り得、文字、熟語、語法等に誤謬なきを要す。

漢文は論語、孟子、史記、通鑑、學要の中に就きて字義訓詁を明にし、其の意義を簡明解釋することを要す。英語は簡易なる英文ニュー、ナショナル第五讀本、サイエンス、ブリマー、ペインター氏教育史の程度を甚しき誤謬なくして音讀し、之を明瞭に解釋し、及び其文章中緊要なる文法上の説明をなし得ることを要し、又平易なる短編を甚しく誤謬なくして綴り得ることを要す。

歴史は本邦史、東洋史、西洋史を含み、就中本邦史は最も詳密なるを要す。而して時所の觀念は精確なるべく、隨ひて各時代の範圍及び特異の諸點を記憶せんことを要し、又政治、文學、宗教、技藝を論ぜず凡て顯著なる人物の事蹟を詳にせんことを要す。

地理科は本邦地誌、外國地誌及び地文を含み、就中本邦地誌は最も詳密なるを要し、又外國地誌は本邦と親密なる關係あるものに重きを置くべし、且つ製圖法の大槪を心得んことを要す。

數學は算術、代數、幾何を含み、就中算術、代數に於ては算法の理由を了解すると共に計算に熟達し、且つ日常問題の解法に於ける其の適用を能くすることを要し、又幾何に於ては平面及び立體幾何中の重要な定理を暗記し、其應用を能くし、且つ簡易なる面積及び體積を算定し得ることを要す。

理科は物理、化學及び動物、植物を含み、就中物理、化學に於ては正確に其學理を會得し、且つ近易なる應用問題の解答を能くし、殊に化學に於ては無機物は勿論普通にして簡易なる有機物に關する智識を備へんこ



とを要す、又動物植物に於ては一般の事實を正確に會得するは勿論、且つ普通の種類につきて實地解剖上の智識を備へんことを要す。

前記諸科目に於て特に其程度を明示せざるものは凡て師範學校の程度に準ず。

#### 入學及學資に關すること

- 一 豫科生は給費自費の別なく總て寄宿舎に入らしむ、豫科を卒業するとき直ちに本科に入學せしむ。
- 一 自費生徒は、本校所定の制服、食費、寄宿舎費、學用品費其他諸雜費として、豫科生にありては年額凡百八十圓、本科生にありては學部の種類及年級の如何に依り多少の相違ありと雖も、年額凡百五十圓を要す。
- 一 給費生徒の費額は前項の金額より各自支給を受くる額丈を減ずるものとす。
- 一 研究科生は給費生にありては本校本科(舊中學師範學校初等)又は專修科卒業生中より學校長之を選拔し、文部大臣の認可を経て入學せしむ。自費生にありては内外國に於ける官公私立の高等なる學校の卒業生等につき學校長の特に適當と認むる者に限り入學せしむ。

本校は文部省の所轄に屬す。學校長は嘉納治五郎にして、後藤牧太、元良勇次郎、千本福隆、那珂通世、三宅米吉以下四十餘名の教授助教授及囑托教師にて六百二十名の生徒を教授す。

#### 女子高等師範學校

(本郷區湯島三丁目)  
電話下谷 一二〇五

本校は女子師範學校、師範學校女子部及高等女學校の教員たるべき者を養成し、兼て普通教育及幼兒保育の方法を研究するを以て目的とす。

學科を分ちて文科、理科、技藝科とし、修業年限は四箇年とす。  
文科の科目は倫理、教育學、國語、漢文、外國語、歴史、地理、音樂、體操とす。  
理科の科目は倫理、教育學、外國語、數學、物理、化學、博物、音樂、體操とす。  
技藝科の科目は倫理、教育學、外國語、物理及化學、家事、裁縫及手藝圖畫及圖案、音樂、體操とす。

學年。學年は四月一日に始り、翌年三月三十一日に終る。

學年を分ちて三學期とす。第一學期は四月一日より九月十日に至り、第二學期は九月十一日より一月七日に至り、第三學期は一月八日より三月三十一日に至る。各學科の程度は左の如し。

#### 文科

倫理

人倫道德の要領 作法 家政及經濟の概要 本邦法制 教授法  
教育學

心理學 論理學 教育史 教育學 教授法 保育法 教育法令及學校管理法 實地練習

國語 講讀 文法 作文 習字 詠歌 文學史 教授法

漢文 講讀 教授法

外國語(英語) 讀方 譯解 文法

歷史 本邦史 東洋史 西洋史 教授法

地理 本邦地誌 外國地誌 地文 地理汎論 製圖法 教授法

音樂 單音唱歌 重音唱歌 樂器練習

體操 普通體操 遊戲 教授法

理科

倫理 人倫道德の要領 作法 家政及經濟の概要 本邦法制 教授法

教育學

心理學 論理學 教育史 教育學 教授法 保育法 教育法令及學校管理法 實地練習

外國語(英語) 讀方 譯解 文法

數學 算術 代數 幾何附用器畫 三角法 教授法

物理 力 音 光 熱 磁氣 電氣 實驗 教授法

化學 化學通論 無機化學 有機化學 理論化學概要 實驗 教授法

博物 植物 動物 寫生畫 地質 礦物 生理 衛生 實驗 教授法

音樂 單音唱歌 重音唱歌 樂器練習

體操 普通體操 遊戲 教授法

技藝科

倫理 人倫道德の要領 作法 家政及經濟の概要 本邦法制 教授法

教育學 心理學 論理學 教育史 教育學 教授法 保育法 教育法令及學校管理法 實地練習

外國語(英語)

- 讀方 譯解 文法
- 物理及化學
- 物理の概要 化學の概要
- 家事
  - 衛生 管理 衣食住 割烹 看護 育兒 家計簿記 教授法
  - 裁縫及手藝
- 裁縫 編物 刺繡 教授法
- 圖畫及圖案
- 自在畫 用器畫 美學大意 美術畧史 圖畫教授法
- 音樂
  - 單音唱歌 重音唱歌 樂器練習
- 體操
  - 普通體操 遊戲 教授法

生徒の定員は三百名とし、其の募集は毎年十二月に於てし、其の入學は翌年四月に於てす。

生徒は左の資格を有する者に就き地方長官之を薦舉し、學校長其の中より選拔す。

- 一、身體健全品行方正にして教員たるに適當なりと認むる者
- 二、女子師範學校、師範學校女子部、修業年限四箇年の官公立高等女學校卒業生及之と同等の學力を有する者
- 三、年齢十七年以上二十二年未滿にして夫を有せざる者

入學試験の學科目は左の如し

一、文科に入學すべきもの

- 國語 解釋 文法 作文
  - 漢文 解釋
  - 數學 算術 幾何初歩
  - 理科 植物 動物 生理 物理 化學
- 一、理科に入學すべきもの

- 國語 解釋 文法 作文
  - 數學 算術 幾何初歩
  - 理科 植物 動物 生理 物理 化學
- 一、技藝科に入學すべきもの
- 國語 解釋 文法 作文
  - 數學 算術 幾何初歩
  - 理科 植物 動物 生理 物理 化學
  - 裁縫 裁方 縫方
  - 圖畫 毛筆畫

右の外身體健全品行方正にして、學力年齢當該學級に相當する者を募集し、試験の上入學を許すことあるべし。

本校所設の學科目中、一科目又は數科目を專攻せんとする者の爲めに研究科を設く。研究科生たらしとする者は本校卒業生若くは之と同等の學力を有する者たるべし。研究科修業年限は二箇年なり。

本校生徒の學資は、學用品料、食料、被服料の三種に區別し、左の種別に據り學用品料、食料は翌月二日(休日なれば繰上げ)被服料は毎年二期(第一期四月若くは入學の月第二期は十月)に支給す。

- 一 學用品料 金拾貳圓 一人一ヶ年支給額
- 一 食料 金拾五錢五厘 一人一日支給額
- 一 被服料 左表の區別に據る

生徒區分	第一期支給額	第二期支給額
一年生	金拾六圓	金拾八圓
二年生	金拾六圓	金拾八圓
三年生	金拾六圓	金拾八圓
四年生	○	○

尙ほ本校に於ては女子師範學校、師範學校女子部、高等女學校教員の缺乏を充たす爲めに特別の必要ある場合に於ては、專修科を置くことあるべし、現今其設けあ

るものは家事專修科、國語體操專修科、數學物理化學專修科の三科にして、其修業年限は家事專修科と國語體操專修科とは各二箇年にして、數學物理化學專修科は二箇年二學期とす。

專修科生徒は左の資格を有する入學志願者より、試験の上入學せしむ。

- 一、品行方正身體健全にして、教員たるに適當なりと認むる者。
- 二、修業年限四箇年の官公立高等女學校卒業生及び之と同等の學力を有する者。
- 三、年齢十七年以上三十年未滿にして、夫を有せざる者。

家事專修科

- 體格 國語 講讀 文法 數學 算術 家事 裁縫 理科 博物 物理
- 國語 體操 專修科

- 體格 國語 講讀 文法 地理 本邦 外國 歴史 本邦 外國 體操 徒手 音樂 唱歌 樂器 使用
- 數學 物理 化學 專修科

- 體格 國語 講讀 文法 數學 算術 幾何 初步 理科 植物 動物 生理
- 又、女子師範學校、師範學校女子部、高等女學校教員たるの志望を有する女子に

して、文科の國語、漢文、歴史、地理、理科の數學、物理、化學、博物、技藝科の家事裁縫及手藝、圖書及圖案の中一科目若くは數科目を選びて學修せんとする者あるときは、教授上差支なき場合に限り選科生として入學を許す。

選科生たるべき者は、年齢十七年以上二十五年以下にして、本科生たるべき學力を有する者とす。

入學試験の科目は左の如し。

體格	國語 <small>解譯 作文</small>	文法	漢文解釋	歴史 <small>本邦 外國</small>	地理 <small>本邦 外國</small>	數學 <small>算術 幾何 初歩</small>
理科 <small>博物 化學</small>	物理	家事 <small>衣食住 裁縫</small>				

選科生志願者にして、左記第一より第四に至る四項の一に該當する者には學力の試験を須めず。但し志願者多數なるときは選修せんとする學科に就き、學力の試験を行ひ其成績に依り選拔す。

- 一、元東京女子師範學校及び元東京師範學校女子部卒業生
- 二、本校本科專修科選科元小學師範學科及び高等師範學校元女子部卒業生
- 三、本校本科二箇年以上の課程を履修せる者にして其履修せる學科の一部を修めんとする者
- 四、本校附屬高等女學校專攻科卒業生及び補習科優等卒業生にして其補習したる學科を修めんとする者
- 五、女子師範學校師範學校女子部及び修業年限五箇年若くは同程度以上の官公立高等女學校卒業生にして

當該學校長より品行方正學力優等の保證ある者

本校は文部省の所轄に屬す。學校長は高嶺秀夫にして、飯盛挺造、中島力造、岩川友太郎、野口保興、篠田利英、以下四十餘名の教授及囑托教員ありて、現在生徒三百三十七名、その中には暹羅留學生四名あり。卒業生の數(二十七年七月調)九百三十一名に上る。

第一高等學校 (本郷區駒込追分町) 電話下谷二一五〇

高等學校大學豫科の學科を分ちて、第一部、第二部及第三部とす。第一部の學科は法科大學及文科大學志望者に、第二部の學科は醫科大學の藥學科、工科大學、理科大學、理工科大學及農科大學志望者に、第三部の學科は醫科大學志望者に課するものとす。

第一部の學科は倫理、國語及漢文、外國語、歴史、論理及心理、法學通論、體操とす。

前項の學科の外、文科大學志望者には經濟通論を課す。前二項の學科中、文科大學哲學科志望者には論理及心理を缺き、數學物理を課す。外國語は英語、獨語、及佛語の中に就き二種を撰ばしむ。第一項の學科の外、法科大學志望者には隨意科として羅旬語を課することを得。

第二部の學科は倫理、國語、外國語、數學、物理、化學、地質及鑛物、圖畫、體操とす。

前項の學科の外、醫科大學の藥學科、理科大學の動物學科、植物學科、地質學科并に農科大學志望者には動物及植物を課し、工科大學及理工科大學の土木工學科、機械工學科、電氣工學科、探礦及冶金工學科、工科大學の造船學科、建築學科、理科大學及理工科大學の數學科、物理學科、理科大學の星學科並に農科大學の農學科、農藝化學科、林學科志望者には測量を課す。

外國語は英語の外獨語又は佛語を選ばしむ、但し工科大學及理工科大學の電氣工學科、應用化學科、製造化學科、探礦及冶金學科并に農科大學志望者は、必ず獨語を選ぶべきものとす。第一項の外、醫科大學の藥學科、理科大學の動物學科、植物學科、地質學科并に農科大學の獸醫學科志望者には、隨意科として羅旬語を課することを得。

第三部の學科は倫理、國語、外國語、羅旬語、數學、物理、化學、動物及植物、體操とす。

外國語は獨語の外英語又は佛語を選ばしむ。

各部各學科の每週授業時間は左の如し

學科	第一部	學	第一	年	第二	年	第三	年
倫理								
國語及漢文			六		五		四	一
英語	(九)			(九)		(八)		
獨語	(九)			(九)		(八)		



物理	三	三	三
化學	三	三	講義三五 實驗二
地質及礦物	四	四	二
圖畫	四	三	二
體操	三	三	三
計	三一	三一	三〇

第三年に於て醫科大學の藥學科、理科大學の動物學科、植物學科、地質學科並に農科大學の農學科、農藝化學科、獸醫學科志望者には數學を缺き、工科大學及理工科大學の土木工學科、機械工學科、工科大學の造船學科、建築學科、理科大學及理工科大學の數學科、物理學科及理科大學の星學科志望者には化學の實驗を缺き、理科大學の各學科、理工科大學の數學科、物理學科、純正化學科、及農科大學志望者には圖畫を缺き、農科大學林學科志望者には英語を缺く。

醫科大學の藥學科、理科大學の動物學科、植物學科、地質學科並に農科大學志望者に課すべき動物及植物の授業時數左の如し。

學科	學	年	年	年
動物及植物	第一	第二	第三	四

工科大學及理工科大學の土木工學科、機械工學科、電氣工學科、探礦及冶金學科、工科大學の造船學科、建築

學科、理科大學及理工科大學の數學科、物理學科、理科大學の星學科並に農科大學の農學科、農藝化學科、林學科志望者に課すべき測量の授業時數左の如し。

學科	學	年	年	年
測量	第一	第二	第三	三

隨意科として醫科大學の藥學科、理科大學の動物學科、植物學科、地質學科並に農科大學の獸醫科志望者に課すべき羅旬語授業時數左の如し。

羅旬語	第一	第二	第三	二
第三部	第一	第二	第三	一
倫理	第一	第二	第三	一
國語	第一	第二	第三	一〇
獨語	第一	第二	第三	一〇
英語又は佛語	第一	第二	第三	三



羅	旬	語	三					
數	學	理	二					
物	學	學	三					
化	學	理	三					
動物	及	植物	三	實驗	三			
體	操		三					
計			二九					
					三〇			
						三一		

獨語を以て入學したる者に對しては外國語の授業時數を左の如く變更す

學	科	第一	第二	第三
獨	語	九	九	八
英	語	七	七	五

學年は九月十一日に始り翌年九月十日に終る。學年を分て三學期とす、第一學期授業は九月十一日より十二月二十四日に至り、第二學期授業は一月八日より三月三十一日に至り、第三學期授業は四月八日より七月十日に至る。

授業料は一學年に付金三拾圓とし、每學期の始めに之を徵收す、其金額及納付定日左の如し。

第一學期	金拾二圓	納付定日	自九月十五日 至同月廿一日
第二學期	金九圓	納付定日	自一月十五日 至同月廿一日
第三學期	金九圓	納付定日	自四月十五日 至同月廿一日

本校生徒は在學中寄宿寮に入るべきものとす、但し特殊の事情ある者に限り、審査の上通學を許可することあるべし。

寄宿料は一个月金七十錢とし、食料は時價に隨ひ別に之を定む。但夏期蚊帳備付けある室に入る者は其月に限り金十錢を増加す。

大學豫科入學規程は左の如し。

高等學校大學豫科入學者選拔試驗規程

- 第一條 選拔試驗を受けんとする者は品行方正年滿十七年以上の男子にして左號の一に該當し且體格検査を受け之に合格するを要す
- 但し第四號に關しては其學校の入學を限り指定を受けたる者を除く
- 一 中學校を卒業したること
- 二 明治三十五年文部省告示第八十二號に依り豫備試驗に合格したること
- 三 専門學校入學者檢定規程に依る試験檢定に合格したること



私備高等學校大學豫科第何部に入學志願に付選抜試験を受度志望部類(第一部又は第二部志望者に限る)及入學志望學校の順位を記し履歷書、寫眞(裏面に氏名及撮影の年月日を記入すべし)何縣何學校卒業證書寫(何中學校の試験檢定合格證書寫、豫備試験合格書寫)相添此段相願候也

明治 年 月 日

何府縣華、士族、平民

明治 年 月 日

何中學校卒業者(中學校卒業)

氏 名

何年何月何日生

文部大臣學位爵氏名殿

履 歷 書

氏 名

何年何月何日生

學業(中學校卒業者及專門學校入學者檢定規程第八條第一號の指定を受けたる者に在ては其卒業學校の各學年修了に關する履歷を詳細に記すべし)

一年月日何學校に入學年月日何科卒業證書寫別紙の通

一年月日何中學校に於て試験檢定に合格す 合格證書寫別紙の通

一年月日何官職拜命或は何業に従事年月日依願免官或は廢業又は現今在職從事等

賞 罰

一年月日何所に於て何々に付何賞を受く或は何罰を受く

一學校に於て放校又は除名せられたることなし或は年月日何學校に於て何々に依り放校又除名せらる

右の通相違無之候也

明治 年 月 日

右

何 某 印

尙文部省告示第九十六號に依り、同一人にして文部省直轄諸學校中の二箇以上の學校に入學を出願したる者は、其の最前に入學を許可せられたる學校に入學すべきものとす。但し同時に二箇以上の學校に入學を許可せられたる者の入學すべき學校は、本人の選擇に任すことに定められたり。

明治三十六年、本校大學豫科應募者中、入學、不入學につきて、東京諸中學校の人員割合左の如し。

應募前修業學校名	應募人員	入學人員	不入學人員
官立 學習院 中學校	二	〇	二
同 高等師範學校附屬中學校	三三	二一	一一
府立 第一中學校	四五	二三	二二
全 第四中學校	二二	三	一九
私立 開成中學校	三八	一五	二三
同 明治義會中學校	一六	二	一四
同 正則中學校	二四	五	一九
同 錦城中學校	二〇	七	一三
同 攻玉社中學校	一三	〇	一三
同 中學校 郁文館	四二	八	三四





し。

- 一、中學校を卒業したる者
- 二、専門學校入學者檢定規程に依り檢定に合格したる者
- 三、甲種商業學校を卒業したる者

入學試験の學科目は國語、漢文、書法、作文、數學、地理、歴史、圖書、物理、化學、博物、英語とし、中學卒業の程度に依り之を行ふ。

高等學校大學豫科を卒業したる者、及中學卒業生若し専門學校入學に關し無試験檢定を受くることを得る者に於て、學習院高等學科を卒業したる者は、試験を要せず本科第一年級へ入學を許すことあるべし。

入學試験を受けんと欲する者は金參圓を試験料として入學願書に添へ納付すべく、入學を許可したる者は金壹圓五拾錢を入學料として納付すべし。

授業料は一學年豫科金參拾圓本科金參拾圓とし、每學年九月二月の二期に分ち指定の日に於て其半額づゝを前納すべし。

但し明治三十七年以前の入學者は従前の規定に依る

本校學生生徒の學力優等、品行方正にして學資支辨の途なき者は、本人の願意と校長の認定とに依り、一箇年金百圓以内の學資を貸給することあるべし。學資の貸給を受けたる者は、卒業後從事すべき業務及俸額等に對し、貸給金額を完償するま

での間校長の指命に従ふべき義務あるものとす。  
 専攻部は本科の課程を終了したる後、尙商業各般の専門に關し之を攻究せんとする者の爲に設く。其の修學期限は二箇年とす。  
 専攻部の學科及毎週授業時間左の如し。

學科	學年	
	第一	第二
一 經濟學	四	四
二 民法	二	三
三 商法並比較商法	三	二
四 國際法	二	二
五 國法	二	二
六 東洋經濟事情	二	二
七 近時外交史	二	二
八 刑法	二	二
九 英法	二	二
十 第二外國語	五	二
合計	二四	二二

- 一 貿易科
- 二 銀行科
- 三 取引所科
- 四 交通科
- 五 保険科
- 六 商業經理科
- 七 領事科

近時外交史及刑法は選擇科目とす、但し領事科志願者には必ず之を課す。専修科目は隨意其一を撰定するものとす。

第二學年の終に於ては専修科目攻究の結果たる論文を提出すべし。

専攻部を卒業したる者は商業學士と稱することを得。

専攻部の授業料は一學年金參拾圓とす。

但し明治三十七年以前の入學者は従前の規定に依る

本校は文部省の所管に屬す。現任校長は法學博士松崎藏之助にして、神田乃武、高島捨太、横井時冬以下二十一名の教授、九名の外國教師、二十四名の講師、六名の助教ありて、千二百名の生徒を養成す。

### 東京高等工業學校

(淺草區藏前片町)  
電話下谷一六四

本校は工業に従事するもの、爲めに必要なる學理及技術を教授する所とす。本校の學科は染織科、窯業科、應用化學科、機械科、電氣科、工業圖案科、建築科の七科に分つ。

各學科専門に屬する學科目の外倫理、數學、物理學、化學、一般應用化學、應用機械學、圖畫、機械製圖、物理學實驗、化學分析、工業經濟、工業衛生、工業簿記、工業建築、英語、體操の諸學科は各學科の生徒に共通して、其輕重難易と力の進度とを計り、之を三學年間に於て長短の時間に配當せり。而して是等諸學科目を講説するには専門の教官をして其任に膺らしめ、又諸學科目に附隨して實地の製作を要するものは、生徒をして工場に於て之に従事せしむ。

左に共通學科及各學科の教旨、學科課程を掲ぐ。

#### 備考

一 共通學科課程表中括弧内に各科頭字の符號を付するは特に該科に課する學科を示す  
一 各科各學級授業時間は共通學を併せて毎週三十九時間とす

共通學科の學科目は主として一年生及三年生に共通して課すると雖も、學科の性質に依り甲科に課して乙科に省くものあり、元來是等共通學科目を課する主要なる

目的は、各自専門の學科を修むる基礎を作爲するものにして、是等學科目の眞理を會得し精確なる科學思想を涵養せしめんことを期するにあり、即ち理化學の如きは講義の外實驗をも爲さしめ以て其理を明にするの資に供せり。又三年生に課する所の學科は主として卒業後工業技術者として業務を執るに際し必要なるものを選び、技術者たるの本分を全うするに遺憾なからしめんことを期せり。本科に課する學科左の如し。

科目	第一學年	第二學年	第三學年
倫理	隔週	隔週	隔週
數學	代數、(應、電、窯、織、機、電機、建) 第一學期三、五 幾何、(應、電、窯、織、機、電機、建) 第一學期三、五 解析幾何、(機、電、機、建) 第二學期五 幾何、(織、機、電機、建) 第二學期五 解析幾何、(機、電、機、建) 第三學期三、五 微積分、(機、電、機、建) 第三學期五	微積分、(機、電、機、建) 第一學期四	
物理學	(工業圖案科に課せず)		
化學	無機(電、化) 第一學期四 有機(同) 第二學期三、四	無機(圖) 第一學期四 有機(同) 第二學期四	

一般應用化學	應用機械學	圖畫	機械製圖	物理學實驗	化學分析
燃料(染、窯、應、電、化) 第一學期二 石炭瓦斯、硫酸(同) 第二學期二 アルカリ(同) 第三學期二	力學、材(織、應、機、電、機、水、力、學、同) 第一學期三 發動機大意(同) 第二學期三 第三學期三	自在畫(窯、織、建) 第一學期三、四、五 幾何畫(應、電、窯、機、電、機、圖、建) 第一學期六 機電圖(機、電、機、電、機) 第二學期六 第三學期五、六	機械製圖法(工業圖案科に課せず) 第一學期五 機械部分設計(工業圖案科に課せず) 第二學期五	(工業圖案科に課せず) 第三	定性、定量、電、化、(應、電、窯、織、機、電、機、圖、建) 第一學期六、七、八 定性、定量、電、化、(應、電、窯、織、機、電、機、圖、建) 第二學期六、七、八 定性、定量、電、化、(應、電、窯、織、機、電、機、圖、建) 第三學期六、七、八





工場實修	染色	織機 織物練習 織物解剖	第一學期 第二學期 第三學期	一 七 三
	精練、漂白、 浸染、捺染、	織機 織物練習 織物解剖	第一學期 第二學期 第三學期	一 〇 〇
	精練、漂白、 浸染、捺染、	精練、漂白、 浸染、捺染、 織物及 汽機及 發動機 撥方	第一、二學期 第二學期 第三學期	二 二 七

染織科機織分科專門學科課程

學科目	第一學年	第二學年	第三學年
機織	一	二力織機	二
色染		織維精練、漂白、 媒染劑	第一學期 第二學期 第三學期
織物整理		精練、漂白、 浸染	第一學期 第二學期
紡績			第一、二學期
工場實修	染色	織物練習、 織物解剖、 織物整理、 燃絲	第二學期 第一學期 第二學期 第三學期
		織物練習、 織物解剖、 織物整理、 燃絲	第二學期 第一學期 第二學期 第三學期
		織物練習、 織物解剖、 織物整理、 燃絲	第二學期 第一學期 第二學期 第三學期

備考

色染は色染分科生徒と同時に之を授くるも、第三學期に於ては捺染を課せざるを以て、該授業時間を工場實修に充つるものとす。

窯業科教旨、專門學科

○窯業科は陶磁器玻璃「セメント」煉化石等の製造及製品の試験に關する學理と方法とを授くるに在れば、化學の應用、熱、燃焼の知識極めて必要なりと雖も、製造上には機械力を藉るもの多きを以て、應用機械學は決して忽諾に付す可らず、且我國窯業に供用すべき原料豊富なるも、從來實驗のみに一任し、科學の原則に基きて製造に従事したるもの少なきを以て、其製品並製法に缺點多く、且築窯上等には學理の應用すべきもの少なからず、殊に燃料の變遷に伴ひ、燒窯の改善を急務とするが故に、本科の實修工場には必要の設備を爲し、以て實修の用に供す。其小規模を以て試製するもの、如きは、瓦斯窯を以て少時間に實驗を爲し得べからしむ。又陶磁器に至ては其形體畫様の妙趣あるは、理科學的性質の優良なると共に其製品に光麗を添ふべきに依り、美術に屬する伎倆も亦必要なりとす。

本科に課する專門學科左の如し。

窯業科專門學科課程

學科目	第一學年	第二學年	第三學年
鑛物學			
應用地質學			
鑛物學			
應用地質學			
第二學期			
第三學期			

ok 青 (P. 2)

窯業	第一學期一 第二學期二 第三學期五	陶磁器、玻璃、セメント	四 陶磁器	一
工場實修	第一學期一 第二學期二 第三學期五		第二、三學期一五	二八

○應用化學科教旨、専門學科

應用化學科は天然原料に化學的操作を施し世用に供するの法を講ずる學科なり。而して本科に於ては主として醸造、製糖、製紙、石油、製革其他化學製品の製法を授く、故に是等の製造法を修めんと欲するものは化學の原則に通曉せざる可らざるは勿論なり。而して其原則にして明なるときは其應用亦難きにあらざり、且各般化學工業は大規模に於ては機械力を藉るもの亦多きに在れば、應用機械學の如き亦并せ修めしむ。又本科の工場に於ては成べく新式に係る設備を爲し、各種の實驗には敢て不便あることなし。抑々我國には化學原料豊富にして、化學工業は國運の進歩と共に勃興すべきものたるを以て、應用化學を修めたる専門技術者の需要亦益々多きは當然の數なり、隨て本科生徒第三年に於ては、或る一二の化學製造業を特修せんとするもの、爲めには、務めて其製造實驗に従事せしむ。

本科に課する専門學科左の如し。

應用化學科専門學科課程

學科目	第一學年	第二學年	第三學年
礦物學		第二學期二	
製造用機械			第一學期二 第二學期二 第三學期二
冶金學			第三學期二
特別應用化學		顏料、製紙、澱粉、油類、砂糖、石鹼、釀造	第一學期四 第二學期四 第三學期四
電氣化學		總論、電鍍、電氣アルカリ等	第一學期二 第二學期二 第三學期二
工場實修	第一學期一六	第三、三學期一四	第一、三學期二四 第二、三學期二六

○機械科教旨、専門學科

機械科に於ては機械學の原理及各種工業用の機械製造法とを授くるに在れば、其課業の範圍極めて廣しと雖も、就中蒸気、瓦斯、石油及水力發動機、工作用機械、紡績機械、織機、製紙機械等は其應用最も多く、且其製造法は各般の機械に應用し得らるべきものなるが故に、重に是等諸機械のことを授け、之が製造を實驗せしめ、兼て圖畫の練習各種の試験機械及精測器の實驗とに依り、機械製造に必要な知識

及經驗を得せしむると同時に、緻密の觀察力を涵養することを務む。  
本科に課する學科左の如し。

機械科専門學科課程

學科目	第一學年	第二學年	第三學年
學科目	第一學年	第二學年	第三學年
工作法	二	一	
應用力學	力學 圖法力學	材料強弱 機構其他 水力学	
發動機		蒸汽論、汽機 汽機、汽罐 水車其他	發動機設計 唧筒及水壓機
特別講義			紡績 鐵鋼 製紙 製油 製糖 製粉 製糖等 製糖車
電氣工學		電池、發電機 電燈、電動機 電力其他 電氣應用	實修全部、電氣 實修設計圖 機關室、材料 試驗室、水力 試驗室等に於ける實驗
工場實修	木工、鑄造、鍛工、鑄造、仕上、 第一學期一五 第二學期一五 第三學期一五	仕上、板金工 見取圖 工作圖	

備考 應用力學に配當したる時數中、便宜若干時を割き練習に充つるものとす。

○電氣科教旨、専門學科

電氣科は電氣機械分科、電氣化學分科の二分科に分ち、電氣機械分科に於ては電信、電話、電力の傳送、分配、電氣鐵道、電燈等に關する學科目を授くるに在るも、其業十中の八九は機械工業に屬するに依り、機械科の各學科は勿論機械工場實修をも苟もすべからず、電氣化學分科に於ては、電鑄、電鍍、電氣「アルカリ」、電氣冶金其他電氣化學工業に關する學術を授くるを以て、化學の知識を要すること固より論なく、且冶金術に電氣の用途益開發するに依り、普通冶金をも授く。又兩分科を通じて物理及數學は共に必須なりとす。

本科に課する専門學科左の如し。

電氣科電氣機械分科専門學科課程

學科目	第一學年	第二學年	第三學年
學科目	第一學年	第二學年	第三學年
電氣磁氣	第三、三學期		
工作法	二	一	
應用力學	力學 圖法力學	材料強弱 機構其他 水力學	
特別講義			製糖 製油 製紙 製糖等 製糖車
工場實修	木工、鑄造、鍛工、鑄造、仕上、 第一學期一五 第二學期一五 第三學期一五	仕上、板金工 見取圖 工作圖	



に、始め二學年間に於て圖案實修の外木工、金工、染織、漆工、窯業、製版等の實修をなさしめ、以て各製造に關する知識を與へ、圖案應用の適否を練習會得せしめ、更に最後の一年に於ては以上各業の一を選び専修練達せしむ、是れ生徒各自が將來主力を用ふべき工業の種類に精通せんことを欲すと雖も、一業に偏せず各種工藝品の圖案製作をも得るものを養成せんことを欲すればなり。本科に於ては重きを實技に置くこと上述の如しと雖も、之を從來の經驗に徵するに三學年の課程のみにては其修練足らざるものあるを以て、曩に本校規則改正に際し、是等のものに在ては修業年限を延長し、尙其技術を研修せしむることとせり。

本科に課する専門學科左の如し。

工業圖案科専門學科課程

學科目	第一學年	第二學年	第三學年
圖案法	二	一	一
有職故實	一	一	一
建築裝飾	一	一	一
工藝史	一	一	一

博 物	解 剖	動 植 物	博 物 解 剖
第一學期一六	第一學期一四	第一學期一四	一
第二學期二〇	第二學期一七	第二學期一七	一
第三學期二〇	第三學期一七	第三學期一七	一
特修製作	特修製作	特修製作	八

備考 博物は第一年生及第二年生を合して隔年に之を課す、之を課せざる學年に於ては其時間を自在に充つ。

○建築科教旨、専門學科

建築科は建築に關する學理及技術を授くるに在り、故に實修に於ては和洋建築の製圖及建築に關する諸職を實地に就き研究練習せしめ、學科目は斯業に通じて必要なる科學を課す、蓋し建築術の如きは深奥なる學理と正確なる數理とに依らざる可らざるを以て、之が應用に關する學科には殊に重きを置けり、又建築の構造恰好を確定し且意匠設計の巧妙を表はすは、製圖の技能と意匠沿革の知識とを要するを以て、是等學科目には比較的多くの授業時間を充つ。而して規矩法即ち曲尺遣は古來我邦造家工匠の秘訣とせし所にして、日本家屋建築上切要缺く可らざるものなれども、之を學ぶの法甚だ難く、職に斯業に従事するものの遺憾とせし所なれば、之を

西洋規矩法と對照し圖法と實地とに依りて授け、以て其使用法に精通せしめんことを期す。

本科に課する専門學科左の如し。

建築科専門學科課程

學科目	第一學年	第二學年	第三學年
材料及構造 強弱			二
建築用材料	第一學期 第二學期 第三學期 一一二		
建築沿革			
家屋構造		二	二
衛生工學			
製圖及意匠	第一學期 第二學期 第三學期 一〇一一二	第一學期 第二學期 第三學期 二〇二四一五	
工場實修		第三學期 一二	一八

入學の期は每學年の始とし、各科第一年級に入學を許す。各科の修業年限は三箇年とす、但工業圖案科生徒は圖案に關する技術の成績に依

り修業年限を延長することあるべし。

入學者は本校に於て適當と認めたる中學校、中學程度の工業學校卒業生、若くは中學校卒業生と同等と檢定せられたる者にして、左の資格を具へ、入學試験に合格するを要す、而して試験は在地方の者は本人の卒業せる學校に依囑し之を行ひ、在京の者は本校に於て之を行ふ。

品行善良、身體強健、將來工業に従事せんとする志望鞏固なる者。

入學試験 是左の學科目に就き中學校卒業の程度に依り之を施行す。

- 一 英語
- 一 數學
- 一 物理及化學
- 一 圖畫自在畫 用器畫

工業學校卒業生には前項學科目の外別に國語を試験す、又工業圖案科のみの入學志望者に在ては、前項學科目中數學及物理を省き簡易の圖案を立てしめ圖畫の成績中に勘合す。

卒業生にして品行善良學業優等なる者は志願に依り專攻生として本校に於て尙其學業を研究せしむることあるべし、但專攻生は授業料を納むるを要せず。

生徒卒業の後は現業練習生として尙一箇年以上本校の監督を受け、製造所又は實業者に就き現業を練習せしむることあるべし。

工業に従事する者又は工業學校卒業生にして本校各科の科目中に就き特修せんと

欲し入學を願出るときは、學期の始に於て都合に依り選科生として入學を許可することあるべし。

選科生として入學する者は左の資格を具へ且本校に於て適當と認めたる者に限る。品行善良、身體強健、年齢滿二十年以上にして、三箇年以上引續き當該工業に従事し居る者、又は工業學校卒業生。

選科生は修業年限二箇年以内、授業料一箇月金參圓にして實修に要する費用は自辨とす。

本校生徒の學籍に在らざる者にして各科専門學科目の講義を傍聽せんことを願出るときは、都合に依り適當の素養ありと認むる者に限り學期の始に於て聽講生として之を許可することあるべし。聽講生は當分の間染織科、窯業科に限り之を實施す。聽講料は一専門學科目に就き一學期金五圓と定む。

學年中學業拔群にして特に工場實修を勵み、平素品行善良の者は次の一學年間特待生に選定す。

毎年募集すべき生徒人員は募集に先ち官報及諸新聞紙に廣告すべし、但詳細を知らんと欲する者は其際本校に照會すべし。

本校生徒在學中實修工場に於て實驗上要する諸般の器具機械類、並に金屬木材藥品等の材料は貸付若は使用せしむるを以て、生徒の一箇年間に自辨すべき必用學資の概算は凡そ左の如し。

授業料	二〇、〇〇〇
校友會費	二、〇〇〇
書籍、諸帳簿、繪具、筆 墨紙、學用品代等	二六、〇〇〇
下宿料	九六、〇〇〇
手套、シャツ、股引 脚絆、靴、靴下等	六、五〇〇
諸雜費	二〇、〇〇〇
合計	一七〇、〇〇〇
一箇月平均額	一四、六六七
前表學資の外入學初年に在ては、左の臨時費を要す。	
校友會入金	一、五〇〇
製圖道具類	七、五〇〇
制服、制帽	八、五〇〇



外 套  
工 場 服  
合 計

八、〇〇〇  
二、〇〇〇  
二七、五〇〇

一染織科生徒は前表學資の外、分解用織物購入費及色染標本費として一學年金四圓を要す。  
一本表所掲金額は物價の高低により増減あるべし。

本校は世間工業の必要に應ぜんが爲め設備の許す限り成るべく多數の生徒を入学せしめんことを欲す、而して多數人員中には學資豊ならざる者少からず、此等の輩は多少世の辛酸を嘗め、耐忍力に富み恰好の資格を有する者たるも、學費缺乏の爲め遂に半途退學の止む可らざる悲境に沈淪する者あり。今や世の篤志家にして一は工業を扶植せんが爲め技術者を養成せんと欲し、一は此等學生の篤志を徳とし、獎學の主旨を以て學資金を寄附するものあるを以て、本校は曩に學資給貸規程を制定し、生徒中學資の借受を出願し、本校に於て承認したるものに對しては、適宜の檢定を行ひ若干名を限り、年額百圓以内の金額を給貸するの途を開きたり、然れども寄附者の篤志已に獎學に在れば、本校は學業優等品行善良にして且獨立の精神に富むものに給貸せんことを期せり、而して是等給貸費生の人選は往々本校に委託せら

るるも、一年生に在ては其學力及性行を熟知し難きを以て、概ね二年生以上に於て選拔せんとす、故に學資支辨の途なく又は豊かならざる輩にして入學後は直に給貸を受くることを得るものと思惟するときは、目算大に齟齬すべきに依り、入學者は豫め此旨を諒知すべし。但本年一月規則を改正し、中學校又は工業學校卒業生にして入學の當初より學資の借受を出願せんとするものは、當該學校長に於て人物、學業優秀にして學資借受の必要を認め豫め本校に通牒するものに限り、前文の檢定を受くることを得せしむることとせり、尙本規程の詳細を知らんと欲するものは印刷物の配付を受くべし。

海軍省に於て造兵技手養成の目的を以て本校機械科、電氣科電氣機械分科 應用化學科生徒を選抜造兵生徒を命じ月額拾圓の手當金を給し、又一學年毎に被服費として三拾圓を給せらる。

備考 海軍省の都合に依り當分海軍造兵生徒を募集せず。

本校は文部省の所轄に屬す、現任校長は手島精一にして、阪田貞一以下六十餘名の教授助教講師等を以て、現在五百二十八名の生徒を養成せり。

東京高等  
工業學校 附屬職工徒弟學校 (淺草區藏前片町)

本校は木工、金工、機械の實技上必要なる學科を授け、善良なる職工たるべきものを養成する所とす。

教科は木工、金工、機械の三科にして、木工を大工、家具の二分科に分ち金工科を仕上、鍛工の二分科に分つ。教科目は大工分科、金工科、機械科に在ては修身、算術、理科、工作法、自在畫、製圖、實修、體操とし、家具分科に在ては修身、工作法、自在畫、製圖、實修とす。

修業年限は大工分科、金工科、機械科を三箇年とし、家具分科を一箇年乃至二箇年とす。

各教科の每週授業時數は左の如し。

六月一日より七月十日まで

四十二時間

七月十一日より九月十日まで

三十時間

九月十一日より翌年五月三十一日まで

三十九時間

授業料 は一箇月(八月を除く)金五拾錢を徴收す。

生徒入學の資格 大工分科、金工科、機械科の入學志望者の學力は、高等小學校

第二學年を修了し、年齢滿十二年以上滿十八年以下のもの、但年齢十四年以上のものは本文の課程を卒へざるものと雖も、特に入學試験を受けしむることあるべし。

家具分科の入學志望者の學力は修業年限四箇年の尋常小學校を卒業し、若くは之と同等以上の學力を有し年齢十五年以上にして、當該實技の素養あるもの。

生徒卒業後成規の現業練習を了へたる者には、職工認定證書を授與す。

東京外國語學校

(神田區錦町三丁目)  
電話本局六〇六

本校は外國語に熟達し實務に適すべき者を養成する目的を以て、歐洲及東洋の近世語を教授する所とす。

學科を分ちて英語學科、佛語學科、獨語學科、露語學科、伊語學科、西語學科、清語學科及韓語學科とす。各語學科の學科目及び其程度左の如し。

	英。獨。佛。語。學。科			露。伊。西。清。韓。語。科		
	第一學年	第二學年	第三學年	第一學年	第二學年	第三學年
正科語學	二二	二二	二二			
國語漢文				二	二	二
英語					四	四
言語學					四	四
法學通論					二	
經濟學						三
國際法						三
教育學						三

體操	計	二九	二八	三〇	二九	二八	三〇
三	三	三	三	三	三	三	三

備考

- 一、表中×を附する同一學年内の學科目は生徒の選擇に依り其一を課す。
- 二、各語學科第二學年若は第三學年の正科語學時間内に於て當該各國の歴史地理及文學の概要を教授すへきものとす。
- 三、必要と認むる場合には第一項の毎週教授時間を増減し若くは科外講義を開き必要なる補修學科を教授することあるへし。

修業年限は各語學科共三箇年とす。

學年は九月十一日に始り翌年七月十日に終る。

學年を分て下の三學期とす。第一學期は九月十一日より十二月二十四日に至り、第二學期は一月八日より三月三十一日に至り、第三學期は四月十一日より七月十日に至る。

入學期は每學年の始とす、但必要な場合に於ては或語學科に限り臨時入學を許すことあるべし。又本校は時宜に依り所定語學科中或語學科の生徒募集を爲さるることあるべし。

左の資格を有する者にして品行方正身體健全なるものは試験の上第一年級に入学を許可す。

一 中學校卒業生

二 甲種商業學校卒業生

三 專門學校入學者檢定規程に依り檢定に合格したる者

入学試験は左の三科目に就き中學校卒業の程度に依り之を行ふ。

一 國語漢文、 一 地理歴史、 一 外國語(英、佛、獨の中隨意一科目)

第二學年以上に入らんと欲する者は、先づ第一學年に入るに必要な資格を檢定し、尋て其志望學年以下の各學年の各學科目に就き試験を行ひ入学の許否を定む。

入学志願者は試験料として金參圓を納付すべし。

入学を許可せられたる者は入學料として金壹圓を納付すべし。

授業料は一學年金貳拾五圓とし、左の區分により納付せしむ。

(第一學期) 九圓 (第二學期) 八圓 (第三學期) 八圓

特待生は第二學年以上の本科生徒にして學術優等品行方正なる者より學校長之を選び、(特待生は一學年間授業料を免除す)

二學年以上の本科生にして特別の保護を要する學科を修め若くは學力優等品行方

正なるもの學資支辨の途なきときは詮議の上貸費生として年額百圓以内の學資を貸附することあるべし、但官費を以てする貸費は特別の保護を要する學科を修むる者に限る。

卒業生は學校長の許可を経て其所修語學科の研究生たることを得、研究生の在學期限は二ケ年とす。

一語學科中の一科目又は數科目を選修せんことを出願する者あるときは授業上差支なき場合に限り學年の始に於て選科生として入学を許可す。

選科生は其所選の科目を學修するに堪ゆる學力あることを要し、其の入學料及授業料は本科の規程に依り之を納付せしむ。

官廳又は會社學校等より其目的を指定して本科生又は選科生の養成を委託する場合には委託生として之に應ずることあるべし。

本校に専修科を設く。専修科は速成を旨とし本校所設の各語學を教授するものとす。

専修科は職業を有する者若くは特別の事情あるものに限り學校長の意見に依り入学を許可す。

專修科の修業年限は二箇年とし、其授業時數は一週十時間とす、但授業時間は午後四時半以後とす。

專修科第一學年に入らんとする者は入學試験を要せず、但必要と認むるときは特に之を行ふことあるべし。

專修科は學年の始に於て入學を許す、但第二學期の始に於て試験の上入學を許すことあるべし。

專修科入學料は金壹圓とし、授業料は一學年金拾圓とし左の區分に據り納付せしむ。

(第一學期) 金四圓 (第二學期) 金參圓 (第三學期) 金參圓

本校は文部省の所轄に屬す、現任校長は文學博士高楠順次郎にして、淺田榮次、尺秀三郎以下十七名の教授、外國教師十一名、其他講師、助教授併せて二十二名にして、本科五百四十六名、專修科四百九十六名の生徒を養成せり。

東京美術學校

(下谷區上野公園地) 電話下谷一四四

本校は繪畫、圖按、彫刻、建築、美術工藝の諸科を置き、各科専門の技術家及普通圖畫の教員たるべきものを養成する所とす。但し建築科は當分之を缺く。各科の修業年限を四ヶ年とし、入學の初めに於て別に一ヶ年間豫備の課程を履修せしむ。

豫備の課程及各科の課程左の如し。

豫備の課程毎週學科課程

繪	二	八	一	〇	五	二	二	一	八	二	〇	二	三	九
史	二	五	二	二	〇	二	二	二	〇	二	〇	二	二	三
語	二	二	二	二	〇	二	二	二	〇	二	〇	二	二	三
國	二	二	二	二	〇	二	二	二	〇	二	〇	二	二	三
術	二	二	二	二	〇	二	二	二	〇	二	〇	二	二	三
計	二	八	一	〇	五	二	二	一	八	二	〇	二	二	三

學科

科

甲種

(繪畫科、圖按科、漆工科志望者に課す)

乙種

(彫刻科、彫金科、鍛金科、鑄金科志望者に課す)

繪畫科毎週學科課程

(日本畫科、西洋畫科の内) 一科を撰ひ専修せしむ



鑄鍛彫金科每週學科課程

備考 第一年より第四年に至る實材製作は木彫、牙彫、石彫、鑄金の中其一を撰ひ同一の科目を引き續き専修せしむ

實學	實習及卒業製作	繪畫及圖按	歴史及考古學	美學及美術史	圖按	美術解剖法	金工	應用化學	體操	計
第一年	二〇	九	二	二	二	一	一	二	二	三九
第二年	二四	九	二	二	二	二	二	二	二	三九
第三年	二八	九	一	二	二	二	二	二	二	三九
第四年	三九	九	二	二	二	二	二	二	二	三九

漆工科每週學科課程

實學	實習及卒業製作	繪畫及圖按	歴史及考古學	美學及美術史	圖按	漆工	應用化學	體操	計
第一年	九	二	二	二	二	一	二	二	三九
第二年	九	二	二	二	二	二	二	二	三九
第三年	九	一	二	二	二	二	二	二	三九
第四年	三九	二	二	二	二	二	二	二	三九

學年は九月十一日に始まり、七月十日に終る。

入學期は毎學年の初めとす、但し臨時入學を許すことあるべし。

入學志願者は本校に於て入學試験を受くる者と、公立各學校の特選に係る者との二種とす。

入學者は年齢滿十七年以上滿二十六年以下とし、品行善良身體強健にして左に掲ぐる課目に合格するものとす。

但公立中學校卒業生は該校長證明により無試験にて假入學を許し、豫備の課程以外に於て若干月間毛筆畫及木炭畫を練習せしめ、其志望の科(繪畫、彫刻、圖按、彫金、鍛金、鑄金、漆工の内)を定めたる後前文技術の試験を施し、合格のものは直に本入學を許し、不合格のものは假入學の資格を失ふものとす。

## 入學試驗課目

(一)より(七)までの課目は目下本校に於て試験を行はず(八)の試験を  
受け入學せんとするもの、資格は、中學校卒業者又は専門學校入學規  
程に依り檢定せられたるものとす。

- (一) 讀 書 和漢文
- (二) 作 文 片假名交り記事論說文
- (三) 數 學 算術代數、平面幾何、平面三角術全體
- (四) 地 理 日本及外國地理大要
- (五) 歷 史 日本及外國歴史大要
- (六) 理 科 物理學、化學、博物學
- (七) 外國語 書取及歐文和譯、和文歐譯  
但し英、佛、獨の内受験者の望に任せ其一を撰ばしむ。
- (八) 専門實技 流派及材料を問はず  
但圖案、漆工兩科の志望者は繪畫にて受験することを得。彫刻、彫金、鍛金、鑄金諸科の志望者は彫  
塑又は繪畫にて受験することを得。

本校に於て適當と認めたる公私立技藝學校の卒業生及生徒にして、該校長の品行  
善良學術優等身體强健と證認したる者は相當の人員を限り試験を須るす豫備の課程  
及各科の相當級へ入學せしむることあるべし。

本校に於て入學試験を受くる者は試験料金貳圓を本校收入官吏に納むべし。

各科卒業の生徒にして尙其實技を研究せんと欲し願出づる者は適當と認むる者に  
限り研究生たるを許す、研究生の在學期限は三ヶ年以内とす。

各科中特に一課目若くは數課目を撰び學修せんと欲し入學を願出づる者は、年齢  
滿十七年以上にして當該教員に於て試験し所撰の課目を學修するに堪ふると認むる  
者に限り、各級正科生に缺員あるときは撰科生として入學を許すことあるべし。但  
美術實技の外は之を撰ぶことを得ず。

撰科生は所撰の課目に就きて正科生と同じく試業を受け、合格の者には願に依り  
證狀を與ふることあるべし。入學及授業料其他の規程は正科生と同じく遵守すべき  
ものとす。

師範學校及公私立中學校、高等女學校、實業學校に於ける圖畫教員の職に在るも  
のにして、尙其技術又は圖畫に關する學科を補修せんと欲し當該學校長の紹介に依  
りて入學を願出づるときは、適當と認むる者に限り毎學年の初めに於て圖畫講習生  
として試験を用ゐず之を許すことあるべし。

圖畫講習生の在學の期限を一ヶ年以上二ヶ年以内とす。

圖畫講習生の履修すべき課程は、各自の志望と學力に依り當該教員會議を以て特  
に之を定む。

授業料は豫備の課程各科及撰科并に圖畫講習科とも各一ヶ年金貳拾圓とし、九月、



十一月、二月、四月の四回に分ち、納付すべし。  
本校は文部大臣の所轄に屬す。現任校長は正木直彦にして、川端玉章、高村光雲、黒田清輝等以下四十餘名の教授、助教ありて已に四百九十七人の卒業生を出し、現に三百九十七人の生徒を養成しつゝあり。

▲口繪石版十五度刷 ▲製本總クロース金銀模樣入

大下藤次郎新著

# 水彩畫階梯

(定價五拾錢) \* (郵稅四錢)

『美術新報』 本書は水彩畫の妙を以て聞ゆる大下氏が、その畫筆に忙しきのに十五版といふ驚く可き多大の改訂を成したる水彩畫の葉が、世の好評を博して、既にあたり、更に氏が力をこめて訂正し、之が題號を改めて水彩畫階梯となしたるもの、以て其眞價の如何を知る可し。本書は専ら少年初學の爲にしたりるもりにして、寫生の準備、寫生の方法、色彩の說明、著色につき著者の經驗學理上色彩の定義、模樣畫に於ける色彩の應用、質問につきての數綱に分ち、更に細目を立て、縷々詳述する所あり、又處々著者の筆に成れる圖、挿畫、色の見本等挿み、丁寧親切を極めたるものなれば、實に初心者のみならず之に志あるもの、是非一顧を要する好書なりといふを憚らざるなり。

『日本人』 著者が斯道の能手たるは人多く知り、著者の水彩畫の葉がいかにかに所、其後再び海外に遊び、大に研究發見する所ありて別に此著を成せり、記述の用意周到を極めて寫生の準備より始めて色彩の應用に及び、解説丁寧、普通一般のことは網羅して遺さず、殊に質問に對して説明の勞を執らんと云ふ如き、其忠實の意を多しとすべし。

▲質問自由 著者は本讀者の質問に對して應答の勞を辭せず

内 外 出 版 協 會 發 行

## 東京音樂學校

(下谷區上野公園地) 電話 下谷二一六三

本校は汎く音樂を教授し、及攻究する所とす。

本校の學科を大別して、豫科、本科、研究科、師範科及選科とす。

豫科の修業年限は一學年、本科の修業年限は三學年、研究科の修業年限は二學年とす。

豫科の學科目は倫理、唱歌、ピアノ、樂典、寫譜、國語、英語、體操、方舞とし、課外に漢文を置く。

本科を分ちて聲樂部、器樂部、樂歌部とす、其學科目左の如し。

聲樂部 倫理、獨唱歌、諸重音唱歌、器樂、和聲學、樂典、音樂史、音響學、樂式一班、美學、歌文、外國語、體操、方舞

器樂部 倫理、器樂、諸重音唱歌、和聲學、樂典、音樂史、音響學、樂式一班、美學、歌文、外國語、體操、方舞

樂歌部 倫理、歌文、支那詩文、西洋詩文、歷史、諸重音唱歌、器樂、和聲學、樂典、樂式一班、音樂史、音響學、美學、外國語、體操、方舞

隨意科目として、教育學及教授法を課し、課外科目として、生理學、心理學、樂器構造法及調律法を置く。

*方體 獨 英 美 音 音 樂 式 一 班 史 西 支 歌 樂 和 器 聲	獨 佛 若 語 は	英 語 若 く は	美 學	音 響 學	音 樂 史	樂 式 一 班 史	歷 史	西 洋 詩 文	支 那 詩 文	歌 文	樂 典	和 聲 學	器 樂		聲 樂		
													ウ ア イ オ リ ン 等	ピ ア ノ オ ル ガ ン	唱 重 音 歌	獨 唱 歌	
二	三			二	二					三	一		練習六	二	五	練習四	三
二	三				二					三		二	練習七	二	五	同上	三
二	三					二				三		二	同上	五	二	同上	四
二	三			二	二					三	一		同上	三	三	同上	五
二	三				二					三		二	同上	三	三	同上	三
二	三			二		二				三		二	同上	三	三	同上	三
二	三			二	二					三	一		練習八	三	三	同上	五
二	三				二					三		二	同上	三	三		三
二	三			二		二				三		二	同上	三	三		三
二	五			二	二					七	一		練習七	二	三		三
二					二			三	二	七		二	同上	八	二		三
二					二	二	三	二	七			二	同上	六	二		三

豫科の學科課程左の如し。

倫理 學科 目 時間 數  
 獨唱歌 一  
 唱重音歌 一  
 樂典 一  
 譜 一  
 語 一  
 英語 一  
 英國 一  
 國語 一  
 寫字 一  
 體操 一  
 方體 一  
 計 一  
 外 漢 文 一  
 課 一  
 \* 印ある科目は女生徒のみに課す  
 本科の學科課程左の如し。

倫理	學年	部 名			時間數
		聲樂部	器樂部	樂歌部	
一	第一年	二	一	一	四
一	第二年	二	一	一	四
一	第三年	二	一	一	四
一	第一年	二	一	一	四
一	第二年	二	一	一	四
一	第三年	二	一	一	四
一	第一年	二	一	一	四
一	第二年	二	一	一	四
一	第三年	二	一	一	四

第一、第二學期  
 練習 二 三 九 二 二  
 三 三 九 二 二  
 二 四 四 一 一  
 三 乃 至 五 八 一  
 時間數



